

平成 29 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9 月 15 日

本日の会議に付した案件

議案第41号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する事項

議案第42号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第3条 債務負担行為

議案第44号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成29年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

議案第47号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第48号 平成28年度江南市横田教育文化事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成28年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

て  
議案第52号 平成28年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
について

---

出席委員（7名）

委員長	藤岡和俊君	副委員長	東猴史紘君
委員	森ケイ子君	委員	河合正猛君
委員	鈴木貢君	委員	宮地友治君
委員	安部政徳君		

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

議員 伊藤吉弘君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	石黒稔通君
主任	前田裕地君		

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	村良弘君
健康福祉部長	丹羽鉦貢君
教育部長	菱田幹生君
高齢者生きがい課長	倉知江理子君
高齢者生きがい課主幹	酒井博久君
高齢者生きがい課副主幹	栗本真由美君
子育て支援課長	鵜飼篤市君
子育て支援課指導保育士	大島里美君

子育て支援課主幹	向 井 由美子 君
子育て支援センター所長	納 堂 裕 子 君
子育て支援課副主幹	長谷川 崇 君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝 瀬 隆 志 君
福祉課主幹	平 松 幸 夫 君
健康づくり課長兼保健センター所長	平 野 勝 庸 君
健康づくり課主幹	中 山 英 樹 君
健康づくり課副主幹	青 山 啓 子 君
健康づくり課副主幹	長谷川 真 子 君
保険年金課長	今 枝 直 之 君
保険年金課主幹	相 京 政 樹 君
保険年金課副主幹	藤 田 明 恵 君
教育課長兼少年センター所長	稲 田 剛 君
教育課管理指導主事	伊 藤 勝 治 君
教育課主幹	仙 田 隆 志 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
生涯学習課長	茶 原 健 二 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	可 児 孝 之 君
生涯学習課副主幹	大 矢 幸 弘 君
生涯学習課副主幹	宇佐見 裕 二 君

○委員長 おはようございます。

若干早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから厚生文教委員会を開会したいと思います。

まず委員の皆さんには、先日7月29日の市民と議会との意見交換会で市民の方から出された数多くの課題を一般質問で、この9月定例会で取り上げていただきましてありがとうございました。

また、朝から北朝鮮がミサイルを打ち上げたりとか、あさって特に台風が接近するというので、朝から会議を開かれたりとか大変な状況だと思えますが、きょう、内容もたくさんありますので、議案第52号まではきょうじゅうに終わりたいと私は思っておりますが、きょう1日ではちょっと終わらないと思えますので、委員協議会のほうも議題が14件あると聞いておりますので、まずあしたまでにはなると思いますが、きょうじゅうに議案第52号は終わりたいと思っておりますので、皆様御協力をよろしくお願いいたします。

まだ厳しい残暑が続いておりますので、クールビズも可として進めたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

では、当局から挨拶をお願いいたします。

○市長 改めまして、おはようございます。

今、藤岡委員長のほうからお話がございましたように、ミサイル、そして台風もどうやら16、17日とやってくるというようなことも言われております。そうしたことで、私どものほうも準備をしていかなきゃいけないということを思っております。

また、きょう、先ほど話題にも出ておりましたけど、江崎大臣がお見えになるというようなことで、ひょっとしたら委員会のほうにも御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、私どものほうとしてはお迎えをしたいと思っております。

去る8月31日に9月定例会が開会されまして以来、連日慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要

な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第41号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを初め10議案と、請願第14号　私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める請願書を初め請願4件の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしく願いいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、こちらも議事運営に御協力いただきますようよろしく願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外のときは退席していただいて結構です。

---

**議案第41号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について**  
のうち

**健康福祉部**

**教育委員会事務局**

## の所管に属する事項

○委員長 最初に、議案第41号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正のうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する事項を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課まとめて審査したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、各課まとめて審査したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

当局から補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、平成29年議案第41号につきまして説明をいたしますので、議案書の61ページをお願ひいたします。

平成29年議案第41号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、62ページをお願ひいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容について、新旧対照表で説明をさせていただきますので、少し飛ばしていただき、66ページをお願ひいたします。

今回の改正による個人番号の利用範囲を規定する別表第2について、新旧対照表の新しいほうで説明をさせていただきます。

高齢者生きがい課所管の項目について御説明いたしますので、恐れ入りますが70ページまでお進みください。

中段やや下にございます40の3の事務は、今回新たに追加をするもので、老人福祉法による福祉の措置に関する事務でございます。

その下、41の事務は、老人福祉法による費用の徴収に関する事務について、その法律番号を削除するものでございます。

次に71ページ、中段やや下にございます43の事務は、介護保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務でございます。

恐れ入りますが、65ページにお戻りください。

附則でございます。施行期日を定めたもので、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が高齢者生きがい課所管の説明でございます。よろしく願いいたします。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　続きまして、私からは改正内容のうち福祉課所管の項目につきまして、新旧対照表の新しいほうで説明をさせていただきます。

議案書の66ページをお願いいたします。

福祉課が所管いたします事務の改正箇所は、別表第2中の66ページ、最下段の項番9の4、障害者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務、67ページに行きまして中段の項番11の2、精神障害者の成年後見審判申し立てに関する事務と下段の項番13、愛知県心身障害者扶養共済制度に関する事務、68ページに行きまして最下段の項番33、身体障害者福祉法による措置に関する事務、70ページに行きまして上段の項番39、知的障害者福祉法による措置に関する事務と、最下段の項番41の2の2、特別障害者手当等の支給に関する事務、72ページに行きまして上段の項番45、障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務でございます。

福祉課所管分の説明は以上でございます。よろしく願いします。

- 子育て支援課長　　続きまして、議案第41号の改正内容のうち、子育て支援



課所管の項目につきまして新旧対照表で御説明させていただきますので、議案書の66ページをお願いいたします。

別表第2中、8の事務は、学童保育手数料の徴収に関する事務でございます。

はねていただきまして、68ページをお願いいたします。

中段の30の2の事務は、保育所における保育の実施または措置に関する事務でございます。

はねていただきまして、70ページをお願いいたします。

中段、40の2の事務は、児童扶養手当の支給に関する事務でございます。

71ページをお願いいたします。

中段やや上の41の3の2の事務は、児童手当等の支給に関する事務でございます。

はねていただきまして、72ページをお願いいたします。

中段、46の事務は、子ども・子育て支援法による子供のための教育・保育給付の支給等に関する事務でございます。

以上でございます。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　続きまして、健康づくり課の所管の項目につきまして、新旧対照表の新しい表のほうで説明をさせていただきます。

68ページの上段をごらんください。

18の2の予防接種を受けた者に対する事故の災害補償に関する事務でございます。

次に同ページの下段、下から2つ目の32の2の予防接種法による給付の支給に関する事務でございます。

健康づくり課の所管にあつては、以上の2項目でございます。

○保険年金課長　　続きまして、保険年金課所管の項目について御説明いたしますので、恐れ入りますが69ページをお願いいたします。

下段にございます38の事務は、国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務でございます。

はねていただきまして、70ページをお願いいたします。

上段、38の3の事務は今回新たに追加するもので、国民年金保険料の免除

申請書の審査に関する事務でございます。

71ページ、中段をお願いいたします。

41の4の事務は、後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務でございます。

下段でございます44の2の事務は今回新たに追加するもので、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する事務でございます。

以上で、議案第41号のうち、保険年金課所管の項目の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○教育課長兼少年センター所長　　続きまして、教育課所管の項目につきまして説明をさせていただきますので、議案書の73ページをお願いいたします。

別表第3（第5条関係）でございます。

別表第3は、法の規定により他の機関に対して特定個人情報の提供ができる範囲について規定をしており、事務主体となる機関及び事務、特定個人情報の提供する機関及び提供される特定個人情報の内容を定めております。

2の事務につきまして、就学困難な児童または生徒の保護者等に対する援助に関する事務について規定するもので、住民票記載情報を削るものでございます。

3の事務は、特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者等の負担の軽減に関する事務について規定するもので、「地方税関係情報又は住民票記載情報」を「生活保護関係情報又は地方税関係情報」に改めるものでございます。

以上で、議案第41号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○森委員　　今は条文、条項を説明していただいただけで、何がどう変わるのかというのはさっぱりわからないんですよ。

それで、全部をまたしていただくのは難しいんですけど、新しい部分と、それからその特徴的などころについて説明をしていただけるとありがたいんですけど。

○高齢者生きがい課長　高齢者生きがい課につきましては、今回、新たに追加するものとして、70ページにございます40の3の事務がございます。

これは老人福祉法による福祉の措置に関する事務ということでございますが、この老人福祉法による福祉の措置というものは、介護保険サービスや養護老人ホームの入所等の措置に関するものが主な事務でございます。それに関連して、庁内連携を行うものに関しての情報を庁内連携するというように定めさせていただきました。高齢者生きがい課は以上です。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　福祉課の所管事務で新たな追加になりましたのは、41の2の2の事務でございます。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当、障害児福祉手当もしくは経過的福祉手当の支給に関する事務でございます。こちらは国から出る手当でございますけれども、重度の障害者の方にそれぞれの金額で手当が出るということでございます。

それから、愛知県のほうが上乘せをして追加で出している手当というのもございます。福祉課所管の事務はこの1項目でございます。

○子育て支援課長　子育て支援課分の新たにふえた事務でございますが、まず68ページの30の2の事務、こちらにつきましては保育所の入所に関する項目でございます。こちらは平成28年9月に主務省令で規定されておりました。以前は規定されていなかったんですが、9月に主務省令で規定されたということで、今回、こちらの議案のほうに上げさせていただいたものでございます。

次に70ページ、40の2の事務でございますが、こちらのほうは児童扶養手当の支給に関する事務でございます。こちらのほうは主務省令上では道府県民税ということで規定がありましたが、市町村民税につきましても事務に使用するというように、こちらの新規に上げさせていただいたものでございます。

次に71ページ、41の3の2の事務でございます。こちらは児童手当に関する事務でございます。こちらのほうは主務省令上では市町村民税という規定のみであったということで、こちらに道府県民税を加えるということで新規に上げさせていただいたものでございます。以上でございます。

○健康づくり課長兼保健センター所長　健康づくり課の所管で、新たに追加をいたしました事務項目について御説明をさせていただきます。

68ページのほうをお願いいたします。

32の2の項目でございまして、こちらにございましては予防接種、特にこれは法定の予防接種の際に事故が生じた際に給付を支給するに当たって、右に掲げるような情報を庁内連携する必要があるということで追加したものでございます。健康づくり課にあっては、この1項目でございまして。

○保険年金課長　保険年金課所管の事項について、追加するものに当たり説明させていただきます。

70ページをお願いいたします。

上段、38の3の項でございましてけれども、国民年金法による国民年金保険料の免除申請書の審査に関する事務でございまして、生活保護関係情報または地方税関係情報、いずれも免除申請の審査の際に必要でございましてことから庁内連携をいたすものでございまして。

それから、71ページの下段にございまして44の2の事務でございましてけれども、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する事務でございまして。こちらのほうは、受給要件に所得限度額がございまして、そちらの申請時の審査に必要であることから、庁内連携をするため加えるものでございまして。以上でございまして。

○教育課長兼少年センター所長　教育課の追加されましたものについて、御説明をさせていただきます。

73ページをお願いいたします。

73ページの3の項でございまして。特別支援学級の就学奨励費に関する事務でございまして、こちらにも主務省令が改正されまして、生活保護情報の利用が追加されたことに伴いまして市の条例も改正することになったものでございまして。教育課は以上でございまして。

○委員長　いかがでしょうか。

○森委員　よくわかりました。

○鈴木委員　今聞きまして、これは行政事務上こういった対処が必要だと。

個人情報絡みもあるということだと思うんですが、1点聞きたかったのは、

これはやっぱり必要なことだと思うんですけども、行政内での利用範囲とか、こういう必要性だということで情報開示をして見ることができるということなんだと思うんだけど、これはどこまでの範囲ですか。行政側にとって担当課だけの閲覧範囲なのか、あるいは横断的に、当然関連がありますので、ちょっとその付近の中身について情報開示を実際運用する場合、どのようにされるんでしょうか。

○健康福祉部長　　今御報告しました特定個人情報につきましては、真ん中にありますその事務について各担当が見えるというものだけでございますので、それに対しての情報ということでございます。

○鈴木委員　　ということは、この担当課のこの部分でしかその情報は見れなくて、ほかの課で条文があるから、江南市は一緒であれば関連するということではほかの関係するところの情報は見れないということになるんですかね。要するに、必要事項以外の、こういうふうに条文で一応開示とか、それを活用してもいいですよというようなふうになっておるんですけども、それが違う担当課が関連するから見てもいいかという話ですわ、もしそういう場合。

○健康福祉部長　　先ほども申し上げましたが、こちらの担当する事務についてだけの情報ですので、よその課にはそれはお見せすることはできません。

○鈴木委員　　もう一点は、見た場合の、よく行政側が見る場合と第三者が見る場合、誰がその情報を見たかとか、そういう個人情報に関する見られた人の記録というものはあると聞いたんですが、そういった絡みについてはどうなんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　現在、こういった情報を照会するときは、ほとんどシステム端末を使って照会します。

それから、システム上で一括でその情報を引っ張ってきて突き合わせるとか、コンピュータープログラムを使ってそういう結果をはじき出すことが非常に多いです。それらのシステム端末を使って一件一件見る場合でも、誰がそれを見たのかというところは、パスワードで全て管理をされています。

それから、一括でその情報を引っ張ってきて突き合わせた場合にも、何時何分にどういったプログラムが動いたのかといったところは、それを誰が動

かしたのか、そういったところは全て記録に残るようになっております。

○鈴木委員 わかりました。そういうことであれば、最近ちょっと、これとは事例が違うんですけれども、どうしてもほかのことに利用しがちな部分もあるかもしれませんし、悪意ではなしに、どうしても必要に迫られてそういった情報も、要するに融通性ということで、そのときの許容範囲がどこまであるのかなということを含めてちょっと聞きたかったものですから質問した次第でございますので、運用をひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 26 分 休 憩

午前 9 時 26 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第42号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について**

○委員長 続いて、議案第42号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 平成29年議案第42号につきまして説明いたしますので、議案書の80ページをお願いいたします。

平成29年議案第42号 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い所要の整備を図る必要があるからでございます。

81ページをお願いいたします。

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容について、新旧対照表で説明をさせていただきますので、はねていただきまして、83ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

第4条は、地域包括支援センターの職員に係る基準を規定したものです。今回の改正内容につきましては、主任介護支援専門員に更新制度が導入をされ、その研修を終了した日から5年を超えない期間ごとに研修を終了しなければならないとされています点について、その主任介護支援専門員及び更新時期の定義規定をより明確にするため改正するものでございます。

81ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。第1項、施行期日。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は経過措置を規定したもので、平成26年度までに主任介護支援専門員研修を終了し、主任介護支援専門員となった者につきましては、更新研修の受講時期について猶予期間を設けております。

平成23年度までに主任介護支援専門員研修を終了した者は平成31年3月31日までに、また平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を終了した者にあつては、平成32年3月31日までに最初の主任介護支援専門員更新研修を終了した者については第140条の66第1号イ(3)に規定する研修を終了した日から5年を超えない期間までに終了した者とみなすものでございます。

第3項は、今回新たに経過措置を規定するため、附則第2項を削り、附則

第1項の見出し及び項番号を削るとしております。

以上で、議案第42号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○森委員　今、地域包括支援センターは3つあるんですけども、ここで言う改正前の話ですけど、3,000人から6,000人未満ごとに1人置くということですけど、それぞれ対象人員というのはわかりますか。3つの、何人を対象にしているかということについて。

○委員長　包括支援センターごとの人数ですか。

○森委員　はい、対象人員です。

○高齢者生きがい課長　包括支援センターは、北部、中部、南部の3圏域に分かれております。北部圏域の平成28年9月末現在での65歳人口が9,431名、中部の65歳以上の人口が8,657名、南部が8,679名、合計が2万6,767名でございます。

○森委員　そうすると、やっぱり基準より3つともオーバーしているということなので、基本的には包括支援センターというのは中学校区ごとに置くと。江南市も、本来なら5つあるのが原則なんですよね。それが今、3つですので、そうするとかなりオーバーしているということになると、これは1人では逆に足りないんじゃないかということになるわけですけど、今、包括支援センターの職員の数というのはどうなっているんですか。

○高齢者生きがい課長　原則的に、委託料等で算出しております人数は4.3人という人数の計算で委託料をお支払いしております。

先ほどの説明に続きますけれども、2万6,767名の高齢者人口につきまして、包括支援センター職員の必要数をおよそ13人として計算させていただき、1カ所当たり4.3人というような割合で委託料をお支払いする計算式はどのようにさせていただいております。

○森委員　そうすると、主任介護支援専門員というのは1人だけども、あといわゆるケアマネジャーの方が3人ないし4人いるということによろしいですか。



○高齢者生きがい課長　はい。それぞれの包括支援センターの状況によりまして人員配置は調整をいただいている状況でございますので、最低として主任介護支援専門員が1名、その他で3.3名という配置をお願いしているものでございます。

○森委員　人員的には、これで間に合っているのかどうかというのはいま一つわかりませんが、できれば国が定める中学校区ごとの包括支援センターの設置、それがよりきめ細かな支援につながっていくというふうに思うので、もう今第7期の介護保険事業計画、かなり大詰めだと思いますけれども、またその辺のところも検討すべきことじゃないかなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長　その他、質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時36分　休　憩

午前9時36分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第43号　平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）

### 第1条　歳入歳出予算の補正のうち

#### 健康福祉部

#### 教育委員会事務局

#### の所管に属する歳入歳出

### 第3条　債務負担行為

○委員長 続いて、議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出、第3条 債務負担行為を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごと審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 高齢者生きがい課所管の一般会計補正予算につきまして御説明を申し上げます。

初めに歳入について御説明をいたしますので、議案書の96、97ページをお願いいたします。

下段にございます19款5項3目過年度収入のうち、説明欄、高齢者生きがい課所管の平成28年度分低所得者保険料軽減国庫負担金及び県費負担金の精算金を合わせて3,000円でございます。

次に歳出について御説明申し上げますので、議案書の102ページ、103ページをお願いいたします。

下段にございます3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算は42万8,000円でございます。

内容につきましては、103ページの説明欄をお願いいたします。

介護施設等整備費補助事業は43万3,000円の補正をお願いするもので、平成28年度の高齢者施設等防犯対策強化事業国庫交付金の精算に伴う返納金でございます。

次に、高齢者生きがい推進事業は、老人福祉センターの備品購入費5,000円の減額補正をお願いするもので、6月定例会にて補正をお願いし、寄附金を活用して設置いたしましたマッサージ器と血圧計につきまして、予算額と契約金額に差異が生じたことから、差額分の減額補正をお願いするものでございます。なお、この事業費は全額特定財源として寄附金が財源措置されております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。  
質疑はありませんでしょうか。
- 森委員　　ほとんど予算どおりなんですけど、これは入札をしてやったんですか。それとも見積書か何かをとっただけでやったんですか。
- 委員長　　マッサージ器と血圧計のことですね。
- 森委員　　マッサージ器です、はい、済みません。
- 高齢者生きがい課長　　血圧計とマッサージ器につきましては、布袋ふれあい会館にも同じものを設置するというので、5者により入札を平成29年8月1日に行いました。その結果、予算よりも低価に契約ができたということで減額補正をお願いすることになったものでございます。
- 森委員　　5者で入札をやって、これだけぎりぎりということは、基準は金額だけでやったんですか。それとも製品の使い勝手とか、どういう形でやったんですか。
- 委員長　　機種を定めての入札かということですかね。
- 森委員　　はい。
- 高齢者生きがい課長　　仕様書を作成いたしまして、参考製品として仕様書に定めをしておりまして、同等程度の製品でということを入札をさせていただきました。
- 森委員　　だから、それはもうある程度、そうすると決定は金額だけで決定をしたということになりますよね。金額だけでやったとすると、最高額が幾らだったのか。これ1,000円ですから、差額が。
- 高齢者生きがい課長　　マッサージ器におきましては、こちらの指定いたしました参考製品以外のものでも提示をしてみえた業者もございましたので、それについては同等程度かどうかというところの精査はさせていただきました。  
血圧計とマッサージ器全て含んでの入札金額でございますが、この入札金額は消費税を除いた金額となっております。最高額が120……。
- 委員長　　全部まとめた金額ですよ。
- 高齢者生きがい課長　　失礼しました。4台分でございます。布袋ふれあい会館の分と老人福祉センターの分、4台分で最高が120万円で最低が今回の落札金額となっております。

- 森委員 4台分というと、幾つになるの。25万4,000円ということ。
- 委員長 マッサージ器2台と血圧計2台ということですよ。1台ずつです、合計4台ということ。

- 高齢者生きがい課長 はい。1台ずつです。

詳細を申し上げますと、入札額でございます。見積単価、<sup>※</sup>マッサージ器が25万7,040円、血圧計が25万7,262円という入札結果が総務課のほうから示されておる金額でございます。

- 森委員 ここに出ている金額は消費税込みの値段で、入札は消費税抜きだから難しいんだけど。

今ちょっとわからなかった。マッサージ器25万7,000円と言われたでしょう、入札が。こちら出ているのは25万4,000円なので、これは消費税込みの金額なので、24万円台でないと。

- 高齢者生きがい課長 失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

血圧計が1台23万8,206円、マッサージ器が23万4,800円でございます。

- 森委員 疑問は、余りにもこの差が少ないもんだから、今説明があったのは落札額ですよ。一番高い札を入れたのは、幾らで入れたのという単純な疑問だけです。

今の言われた数字の一番高いところを言ってもらえばそれでいいと思います。

- 高齢者生きがい課主幹 こちらのほう、総務課にお願いして入札させていただきました。入札のほうなんですけれども、布袋ふれあい会館と老人福祉センターに置く2台ずつのものを一緒くたにして入札していますので、入札時においては合計の金額しか出てきません。

今課長が申し上げたとおりなんですけれども、1者のほうの最高額が120万円というのは出ていまして、その内容に関しましては私たちは把握するところではございません。

最終的に、入札が終わった後に明細という部分をいただきまして各金額がわかってくるものでございますので、申しわけございません。詳細はわかっておりませんが、お願いします。

- 森委員 そうすると、予定価格よりも超えて入札をしたところがあるとい

※ 後刻訂正発言あり

うことだね。120万円ということは30万円ですので……、いいです。

○委員長　あと、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようですので、続いて福祉課について審査をいたします。

では、当局から補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、福祉課所管の歳入から御説明いたしますので、議案書の94ページ、95ページの最下段をお願いいたします。

16款1項2目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金の福祉課所管分寄附金、マイナス2万2,000円でございます。

1枚はねていただきまして、96ページ、97ページの下段をお願いいたします。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入で、福祉課分は平成28年度分生活保護費国庫補助金精算金4万3,000円及び平成28年度分生活保護費県費負担金精算金20万1,000円の2項目でございます。これは事業の実績が国の補助金や県の負担金を上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

続きまして歳出について御説明をいたしますので、104ページ、105ページの最上段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は3,309万3,000円でございます。

事業内容につきましては、右側、説明欄の上から、障害者福祉サービス給付事業は3,216万1,000円の補正をお願いするもので、平成28年度分の国庫及び県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、自立支援医療給付事業は95万4,000円の補正をお願いするもので、平成28年度分、国庫、県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、わかくさ園管理運営事業は2万2,000円の減額補正をお願いするもので、寄附金を活用して設置いたしました滑り台につきまして、6月にお認めをいただきました予算額と契約金額に差異が生じたことから、差額分の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、すぐ下にございますのが4目福祉活動費で、補正予算額は127万5,000円でございます。

内容につきましては、右側の説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

学習等供用施設管理運営事業で、宮田地区学習等供用施設2階集会室の空調設備の改修工事に係る費用をお願いするものでございます。なお、この空調設備につきましては、7月中旬に故障をいたしまして、早急に改修する必要があったため、流用により対応をさせていただいているものでございます。

2枚はねていただきまして、108ページ、109ページの下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は5,232万4,000円でございます。

事業内容につきましては、右側、説明欄の上から、生活保護事業は1,245万2,000円の補正をお願いするもので、平成28年度分の国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、生活困窮者住居確保給付金給付事業は152万6,000円の補正をお願いするもので、平成28年度分の国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

はねていただきまして、111ページをお願いいたします。

被保護者就労支援事業は17万4,000円の補正をお願いするもので、平成28年度分国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

次に、臨時福祉給付金等給付事業は3,712万5,000円の補正をお願いするもので、平成28年度分の事業費及び事務費に係る国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。

次に、生活困窮者自立相談支援事業は104万7,000円の補正をお願いするもので、平成28年度分の国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　2つあるんですけど、1つは生活困窮者住居確保給付金給付事業ですけど、リーマンショックの後、かなりこういう人たちに対して住居確保ということでやってきたと思うんですけど、平成28年度分で精算ということ

ですけど、実績というのは何件これをやったんですか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活困窮者住居確保給付金の事業につきましては、平成28年度中にこの制度を利用された方はお見えになりませんでした。
- 森委員　全額返還したと、補助金については、負担金か。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　この事業のために非正規のパート職員を雇用しております。その分の人件費につきましては、この国庫の負担金をもらっていると。扶助費の分については、丸々余りましたので、これを返還していくというのでございます。
- 森委員　もう一点、臨時福祉給付金ですけれども、決算のほうでも伺うんですけれども、平成28年度分ということは、ことしの3月ぐらいから申し込みを受け付けて、平成29年度に繰り越した分があったんですけど、その給付金だと思うんですけども、実際にはいつ最終締め切って、実績というか、これだけの返納金があるんですけども、何%というんですかね。申請しなかった人がどのくらいいるのかという、その辺のことをちょっと聞かせていただきたいと思います。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　少し説明が長くなりますが、一つずつ説明をさせていただきます。

今回、この国庫補助の返納分の対象になっておりますのが、まず初めに、平成27年度の補正でお認めをいただいて平成28年度へ繰り越した高齢者向けの給付金、こちらのほうがございます。こちらにつきましては、支援給付金のほうにつきましては申請率が94.8%でございます。対象見込み者8,121人に対して、申請済み者数が7,695人でございます。

次に、平成28年度の当初予算でやらせていただいた1人3,000円の臨時福祉給付金と、それから同じく当初予算でやらせていただいた特定の年金をもらって見える方に対する1人3万円の給付金がございます。こちらの臨時福祉給付金のほうが対象見込み者数1万5,464人に対しまして、申請済み者数1万2,854人で申請率が83.1%となっております。

それから、障害・遺族年金受給者向けの支援給付金でございますが、こちらのほうが対象見込み者数が441人に対しまして申請済み者数が405人、申請

率は91.8%となっております。

それから、先ほど森委員が言われました補正予算を組んで対応した分の平成28年度の方ですね。こちらが新しい臨時福祉給付金で1人1万5,000円の方でございます。こちらも返還の事業の対象になっておりまして、こちらのほうは対象見込み者数1万4,624人に対しまして申請済み者数が1万2,978人、申請率が<sup>※</sup>88.7%となっております。以上でございます。

○森委員　　そうすると、一番最後に言われた去年の12月定例会で決めて、ここの3月から受け付けた、これについては、まだ全額ということではないんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　こちらの精算の対象になっておりますのは平成28年度に執行をした分ということで、まだ全額の対象にはなっておりませんが、平成29年度に入ってから支給事務のほうは続けてまいりましたけれども、一旦これを平成28年度で締めて事務費のほうを精算ということで国の指示が出ておりますので精算をするものでございます。

○森委員　　そうすると、平成29年3月からのものについては、まだこれで確定ということではないんですね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　受け付け事務自体は既に8月いっぱいまで終結をしておりまして、ただいま申しました数字は確定の数字でございます。申請率とかは確定の数字を申し上げました。

○森委員　　わかりました。

それで、決算のところでも本当にわかりにくい数字で出ているんですけども、問題は返納金ということで、申請しなかった人に対してどれだけ申請するよというところで案内をしたのかしなかったのか。その辺のところ、制度としては余りいい制度とは思わないけれども、一応こうやってある以上は皆さんの手元に届いたほうがいいわけで、その辺で最高91%というところもあるけれども、平均80%台ですので、より多くの人にお知らせをしていったほうがいいと思うんで、その辺の努力はどうなったのか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　各給付金とも申請の受け付け期間の中盤を過ぎたあたりに再度広報に載せるとともに、まだ未申請の方を拾いまして再勧奨のお手紙を差し上げております。

※ 後刻訂正発言あり



○森委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようですので、続いて子育て支援課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○子育て支援課長 議案第43号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第4号）のうち、子育て支援課所管の予算について御説明させていただきます。

議案書の96ページをお願いいたします。96ページ、97ページの最上段でございます。

歳入でございます。

16款1項2目民生費寄附金、2節児童福祉費寄附金で、子育て支援課所管10万円でございます。

下段をお願いいたします。19款5項3目過年度収入、1節過年度収入で、子育て支援課分は平成28年度分児童手当費国庫負担金精算金初め3項目で、合計32万9,000円でございます。これは各事業の実績が予定を上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

少しはねていただきまして、106ページ、107ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目子育て支援費でございます。補正予算は2,157万4,000円でございます。

内容につきましては、107ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

子ども・子育て支援推進事業は23万7,000円の補正を、次の保育園保育事業は61万7,000円の補正を、次の保育園職員人材育成事業は11万1,000円の補正を、次のファミリー・サポート・センター事業は1万6,000円の補正を、次の児童虐待防止対策緊急強化事業は2万円の補正を、次の放課後児童健全育成事業は279万8,000円の補正をお願いするもので、これらはそれぞれの事業に対する平成28年度分の国庫・県費負担金などの精算に伴う返納金でございます。

次に、児童館活動事業は10万円の補正をお願いするもので、他事業における寄附金を財源とした予算執行額の確定に伴い、児童館5館の児童館用図書を整備する費用の補正でございます。なお、事業費の補正分に対しましては、特定財源として全額寄附金が財源措置されるものでございます。

次の学童保育所整備事業は1,343万円の補正を、はねていただきまして、108、109ページをお願いいたします。次の児童・遺児手当等事業は103万6,000円の補正を、次の子育て短期支援事業は1万6,000円の補正を、次の母子生活支援施設措置事業は115万1,000円の補正を、母子・父子家庭自立支援給付事業は204万2,000円の補正をお願いするもので、これらは先ほどと同様に、それぞれの事業費に対する平成28年度分の国庫・県費負担金などの精算に伴う返納金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、平成29年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに歳入について説明させていただきます。

議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

下段の19款諸収入、5項雑入、3目過年度収入で、補正予算額は1,170万円でございます。

内容につきましては、97ページの説明欄、最下段に健康づくり課所管分といたしまして、平成28年度分未熟児養育医療給付費国庫負担金精算金初め2項目で、合計で115万3,000円でございます。これは各事業の実績が国や県の補助金を上回ったため、精算金として受け入れるものでございます。

次に歳出について説明させていただきます。

議案書の110ページ、111ページをお願いいたします。

下段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費で、補正予算額は2万6,000円でございます。

内容につきましては、111ページの説明欄をお願いいたします。

母子保健事業で2万6,000円の補正をお願いするものでございます。これは平成28年度分の子ども・子育て支援国庫交付金の精算に伴う返納金でございます。

以上で健康づくり課所管の平成29年度江南市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて保険年金課の審査を行いたいと思います。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

下段でございます19款5項3目過年度収入でございます。

はねていただきまして、99ページの説明欄の最上段をお願いいたします。

1節過年度収入のうち、平成28年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金997万1,000円でございます。これは平成28年度の後期高齢者医療療養給付費負担金に係る精算金として歳入するものでございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて教育委員会事務局教育課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長 教育課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の118ページ、119ページをお願いいたします。

118ページ中段、10款2項1目小学校費でございます。補正予算額は539万1,000円でございます。

内容につきましては、119ページ中段の説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

就学援助事業の要保護・準要保護児童就学援助費といたしまして292万3,000円の増額補正をお願いするもので、平成30年度入学予定で就学に当たり援助が必要な児童の保護者に対し、小学校入学前に新入学児童・生徒学用品費を支給するものでございます。

続きまして、その下でございます。学校施設管理事業といたしまして、246万8,000円の増額補正をお願いするもので、7月に発生しました落雷により故障しました電気機器などの修繕が必要になったことによるものでございます。なお、特定財源としまして建物総合損害共済災害共済金を事業費に充当してまいります。

続きまして120ページ、121ページをお願いいたします。

120ページ上段、10款3項1目中学校費でございます。補正予算額は498万4,000円でございます。

内容につきましては、121ページ上段の説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

就学援助事業の要保護・準要保護生徒就学援助費としまして412万4,000円の増額補正をお願いするもので、小学校費と同様に平成30年度入学予定で就学に当たり援助が必要な生徒の保護者に対し、中学校入学前に新入学児童・生徒学用品費を支給するものでございます。

続きまして、その下でございます。学校施設管理事業としまして86万円の増額補正をお願いするもので、こちらも落雷により故障しました宮田中学校のパソコン準備室の空調設備を取りかえる必要が生じたことによるものでご

ざいます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○鈴木委員　小学校、中学校と関連しますので、就学援助事業ということですね。さきの委員会のときでも予算で倍になりますよということで、そのときもちょっと聞きましたけれども、支給時期についてはですよ。それから、議案質疑の中でもそういう質問があったと思いますけれども、ちょっと整理するために、この支給時期に対する対応についても含めて確認をしたいんですが。

○教育課長兼少年センター所長　これからのスケジュールのことかと思いますが、まず小学校につきまして、10月に就学時健康診断が開催されます。そこで保護者に就学援助についての周知を行いまして、申請書などの配付をいたします。12月までに支給の申請書を市役所のほうに御提出いただくようにしていただきます。そして、1月、2月上旬、中旬、私ども教育課のほうで認定などの作業をいたしまして、今のところ2月下旬に支給ができるように考えてございます。

中学校につきましては、11月下旬に小学校6年生に対しまして、学校を通しまして申請書を配付いたします。それ以降につきましては小学校と同じでございます。12月までに申請書を私どものほうで受け取りまして、新中学1年生に対しても2月下旬に支給していく予定でございます。

○鈴木委員　今伺いまして、新年度を迎えるまでに本当に一つの進学に際して、また入学に対するそういう面で対応できるということで、これは非常によかったなあというふうに私は思います。

ちょっと疑義があるんですが、その学校に入学すればいいんですけど、転校だとか、そうした場合の対処というのは具体的に何かされる必要があると思うんですが、その点はどうなんでしょうか。転校というか、入るはずだったんだけど、違うところに行ってしまったとか、そういうことです。

○教育課長兼少年センター所長　入学前に転出などで江南市から転出して、江南市内の学校に入学しなかったという場合でございますけれど、入学が支

給要件となりますので、入学しないで他の市町村の小・中学校に入学された方に対しては、支給した保護者に対して返還の要求をしております。

○鈴木委員 わかりました。

当たり前の話だと思いますけれども、できたら申し込むときとか、申請時にそのこともしっかりと保護者の方にそういうことを周知していただいて、そういった方は申請しないようにというぐらいのことを周知していただければと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。私のほうからは以上です。

○森委員 今の関連ですけど、1つは、特に小学校入学ということになると、まだこの制度そのものが十分に理解されていない方の中には、入学前にこういう手続をとることがない場合もあるし、今の鈴木委員の逆で、直前、3月に転入ということもよくあることですので、4月以降もそういう方に対しては、これはおくれるわけですけど、支払うことは可能ですね。

○教育課長兼少年センター所長 現在支給している手続と同様に、支給してまいりたいと思っております。

○森委員 それと、これは本会議の質疑の中で聞いていて、あれっと思ったんですけど、例えば小学校が今予測される人数として44人、中学校90人ということで、かなり小学校と中学校との差が大きいんですけど、子供の数の減少というだけではないのかなあと思うんですけど、間違っていたらまた教えてください。

○教育課長兼少年センター所長 今積算しております人数ですけど、小学校につきましては72人分で、中学校については87人分でございます。

おっしゃるとおり、年度についてはばらつきがありますので、今回の支給人数は今年度の支給人数を想定しております。

○委員長 今、多分44人という話は議案質疑で出てきた平成28年度の実績の数字だと思うんですけど、その数字をもう一度、議案質疑で出たんですけど確認、小学校、中学校の実績の推移ですね。ちょっともう一度お願ひできないですか。

○教育部長 議案質疑の中で44人という数字は、平成28年度の小学校の実績を答弁させていただいたということでございます。

○森委員　この44人と90人という数字そのものは間違っていないね。平成28年度の実績だよ。

○教育課長兼少年センター所長　はい、おっしゃるとおりです。

○鈴木委員　落雷による電気機器の修繕等ということで、宮田中学校のほうですかね。パソコン準備室の空調設備が落雷による取りかえ工事があったということで、今回これは落雷の、この前でも1日で6,500発というような報道もあったように、非常に天候の関係で落雷が多いと。一番心配なのは、特にパソコンなんかのところもありますので、結構パソコンなんかは電流がぱっと行ってしまっただけで破損というか、そういう被害はなかったかということと、それから今後、先日もちょっと報道を見ているとそういったものを未然に防ぐような、たとえ落雷しても電気機器に重篤な故障にならない、そういうようなことも含めての対策、そんなことは考えてみえるかどうかということを含めて、あわせてちょっと伺いたいんですが。

○森委員　関連で、要するに避雷ですよ。雷を防ぐ、この対策というのがされていると思うんですけど、どうして逆にこういう被害が出ているんだろうかということも含めて、今、鈴木委員からありましたので答えていただきたいのと、もう一つは、建物総合損害共済、半分しか出ないのかと。パソコンのほうはゼロです。

○教育課長兼少年センター所長　まず鈴木委員のパソコンに関してでございますけれども、今回、宮田中学校でパソコン準備室のエアコンは雷によって故障がありましたけれども、パソコン本体については今回は特段は聞いてはございません。

対策として、全ての学校を把握しておりませんが、避雷針のあるところもあるようでございます。全ての学校で避雷針があるのか、申しわけありません。今ちょっと承知をしてございませんので、後ほど調べまして御報告をさせていただきます。

あと共済の件でございますけれども、建物総合共済については校舎の建築当初から存在している機器についてのみ加入しておりますので、今回、建物の建築された以後に設置された、例えば先ほど話が出ましたが、宮田中学校のパソコン準備室のエアコンについては加入がされておられませんので対象となり

ません。

- 教育部長 避雷針の関係につきましては、今ちょっと確認しますので、後ほどの答弁としたいと思います。

落雷による対策をどこまでとるのかということで、費用がかかりますので、それに対してどこまで保険を掛けるかということになると思いますので、その辺のところはこれから研究していきたいと考えております。

保険につきましても同様で、全ての物件に対して今この建物総合共済のほうは掛けているわけではないと。ただ、その対象範囲を広げると当然保険料も上がってくるということもございますので、その辺のところもこれからちょっと検討していきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

- 森委員 特にパソコンの場合、今回のように教室のならまだいいんですけど、学校の中、先生たちが使われている中では貴重な資料が全部そこに入っているわけなので、それが雷を受けて全部消えてしまったというようなことになったらえらいことになるわけなので、その辺の対策はやっぱりちゃんととってもらったほうがいいと思います。

- 教育課長兼少年センター所長 今の非常に重要なデータについてのことでございますが、データにつきましてはサーバーに保存がされておるわけですけど、サーバー自体は業者のほうで集中管理をしております、業者のほうで適切な管理がされているというふうに思っております。

- 河合委員 対策だけど、今コンセントは売っていますよね、落雷防止の。あれにパソコンだけ差し込んでおけば、少しは助かるんじゃないかなと思いますので、ちょっと高いんですけど、あそこのところだけ、特に職員室の関係はそういったコンセント、それから教室はコンセントを抜いておく。教室を使うときに差すぐらいのことをしていけば、ある程度防げると思います。

- 教育長 現場では、それぞれ職員用のパソコンですけれども、帰るときには全部コンセントを取って自分の管理をしていくということになっているのが原則でありますので、通常の電源を入れたまま退室するということは基本的には退室する場合はないということになっておりますので、自分の机の中に入れるとか、あるいは保管するロッカーの中に入れるとかという形になっておりますので、常に通電しているという状態ではないというふうに思ってお



ります。また徹底はさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育部長 避雷針につきましては、ちょっとお時間をいただきまして、委員会の中で答弁させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 ほか、質疑はよろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようですので、続いて生涯学習課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 それでは、生涯学習課所管の補正予算について説明を申し上げますので、まず歳出から説明をさせていただきます。

議案書の120ページ、中段をお願いいたします。

10款教育費、5項保健体育費、1目体育費、所管は生涯学習課で、補正予算額は861万円でございます。

内容につきましては、121ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

体育施設等維持管理事業は、体育館整備のコンセプトに基づき、利用者が効果的にトレーニングを行えるよう良好な環境の維持管理及び適切な指導を行うための管理委託料でございます。また、平成29年度に契約を締結する必要があることから、債務負担行為として限度額2,275万6,000円をお願いするものでございます。

その下段、新体育館建設事業は、江南市の競技スポーツから生涯スポーツまで市民の幅広いスポーツ活動を推進し、災害時の防災拠点施設としての機能を兼ね備えた新体育館の整備に伴い、事務用備品及びスポーツトレーニング室用器具備品購入費でございます。この事業は、特定財源として地方公共団体スポーツ活動助成金を予定しており、歳入予算に計上をしております。また、先ほどと同様に平成29年度に契約を締結する必要があることから、債務負担行為として限度額9,756万円をお願いするものでございます。

なお、平成29年度9月補正予算説明資料の10ページには新体育館トレーニング室等管理委託料を、11ページには新体育館建設事業の備品購入費の補正予算説明資料を掲げてございますので、後ほど御参照を賜ります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○森委員　1つは、備品購入ということで9,756万円というかなり多額の金額で、資料のほうには事務用品、スポーツ用器具備品、トレーニング室用器具備品ということであるんですが、できればもう少し詳しい内容のものを示して、どういうものを購入していく予定なのか、そういうものがあれば出していただきたいと思うんですけども。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　まず事務用品の備品でございますけれど……。

○森委員　いや、一つ一つ説明ではなくて、そういうものの一覧表がないかと。

○委員長　紙資料として出してほしいということですか。いかがでしょうか。

○森委員　説明を聞くよりは見たほうが早い。

○委員長　後ほどでいいので、もしも出るんでしたら委員会のほうに。

○教育部長　ちょっと今、お示しできるような資料はございませんので、お時間をいただければお示しできるようなものを用意させていただきたいと思いますが、例えばその資料をつくるためにどれぐらいお時間をいただけるかということなんですが。

○森委員　委員協議会でも結構です。出していただければ。

○教育部長　委員協議会の折に出させていただくということで、よろしくお願いたします。

○委員長　では、お願いたします。

○森委員　それで、移動式バスケットゴールというのが、これは直接購入ということですけど、860万円という金額が高いのではないかという感想があるんですけど、実質どういうふうにご利用していくのか。

それから、スポーツ用器具備品の中にもバスケットゴールとあるんですね。これはいわゆる固定式のものなのかどうなのか、その辺のところもちょっと御説明いただきたいんですが。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　まず移動式バスケットゴールのほうでご

ございますけれど、従来の体育館は壁から前へ出るタイプのバスケットゴールでございましたけれど、新しい体育館はバスケットゴールの余裕の幅がたくさんありますので、移動式ということで、自動でそのバスケットゴールの位置まで自分で移動して、自立してバスケットゴールを備え付けるというもので、備品の中には器具もたくさんございますけれど、このバスケットゴールにつきましてはいろいろな大会規模に合わせて、日本大会、そういったものも開催できる設備ということでこの移動式のバスケットゴールを予定するものがございます。

それと、スポーツ用器具備品の中にもバスケットゴールが入ってございますけれども、こちらはサブアリーナに用意するバスケットゴールでございまして、こちらは先ほどのメインアリーナのバスケットゴールに比べますと若干ランクを落とした形でのバスケットゴールを準備していく予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

- 森委員　　そうすると、サブアリーナのほうも移動式なんですか、それとも固定したものなんですか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　サブアリーナにも移動式のバスケットゴールを用意するのと、それと日常的に使う部分につきましては、これは壁から出るタイプのものを用意していこうと考えております。
- 森委員　　それで、さっきの高いんじゃないのというのには、どうなんですかね。私も新しい施設を見に行ったときに、この移動式というのをこういうものかと思って見てきましたけど、こんなにも高いのかという印象なんです。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　この備品につきましては、いろんな施設、各市町にございますけれど、ほとんどの新しい施設につきましては移動式バスケットゴールが備えられておりまして、それらと見比べましても標準的な価格のもので予定をしてまいりたいと考えております。
- 森委員　　トレーニング室の委託料のほうですけれども、指導員を常時2人配置してということですが、実人数でいくと何人ぐらいになるんでしょうか。
- 生涯学習課統括幹兼体育施設長　　一応、議案質疑のほうでも答えさせてい

ただいておりますが、時間が午前8時45分から午後9時45分ということで、1日13時間となりまして、交代要員も含めまして常駐2人を予定しております。そうしますと、1日26時間ということで、営業日数が358日ということから、合計しますと9,308時間に対する人件費を予定するものでございます。

○森委員　それで具体的に、そこまでは聞いたんですけど。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　4時間で6名と予定していきまして、その方が交互にかわりながら勤務するという形になりますので、よろしくお願ひします。

○森委員　それとは別に、インストラクターがいるということになるわけですが、問題はその委託先をどのように考えてみえるのか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　委託先につきましては、県内にたくさんスポーツ業者、メーカー等々ございますけれども、インストラクターを、そういった業務ができる業者ということで、現在の体育館も土曜日・日曜日ではありますけれど、そういった業者にトレーニング室の管理を委託しております。同じような種類の業者を指名で選定してまいりたいと考えているところでございます。

○森委員　入札するということですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　そのとおりです。

○鈴木委員　委託されるということで、こういう人の手配だとか、そういうことについては全てこの範疇になると思うんですけど、こうした指導員とかインストラクターということがあるんですけども、先々の話ですけども、そういう仕事の中身も含めて、また支払いも含めてどれぐらいの、そういったことは当然協議されていく、契約前にそういったものは明らかになるんでしょうかね。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　まず業務内容につきましては、発注時において私どもで仕様書を定めまして、一定管理するための仕様書を整えてから発注をと考えておきまして、支払いにつきましては今現在も5月からその翌年の5月ということで長期契約計画で契約をしておりますけれど、同じような契約方法等で支払い等も進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員　今どうしてこういう質問をしたかということ、どうしてもこうや

って委託するというものの、実際問題、市民の方がそこへ行かれて一番大事な部分はやっぱり教えてもらう、また指導してもらう、一つの間人間関係というか、そういうものが非常に大事になってきますもんですから、逆にそういった部分で、ここで仕事してもらうについても、あくまでも委託先との雇用関係だからというだけで割り切ってしまうのはどうなのかなあと、そういう部分がちょっと危惧したもんですから、そういう待遇というか、そういったことも配慮してやっていく必要があるんじゃないかなと。せっかくだいいコミュニケーションがとれて、そこにトレーニングに行くのが楽しくなったのに、急にやめられちゃったとか、そういうことがあってもまたいかん話ですので、これはちょっと先々の勤ぐりの物言いで申しわけないんですけども、そういう委託先の人事的なことも含めてまたちょっと見てもらえればなあという感じがしたもんですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。要望です。

○森委員　これいろいろ準備のあれが出てきているんですけど、一番肝心の料金についてはいつ示されるんですか。

それともう一つは、そこの利用の申し込みの受け付けも、5月オープンということになるとそろそろ準備を始めないかんと思うんですけど。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　まず初めに使用料、料金のことでございませうけれど、一応予定では12月定例会に条例改正と使用料金のお願ひを、また上程をさせていただき予定を考えているところでございまして、その使用料金については今現在算定中でございまして、こういったトレーニング室の管理料、また備品購入費等も使用料にも反映する形となりますので、よろしくお願ひいたします。

それと2番目に、申し込みの時期でございませうけれど、これは利用月の3カ月前から、今現在と同じではございませうけれど、利用受け付けを受け付けてまいりたいと思っております。

○森委員　普通、競技場、大きいところについては、いわゆるいろいろな競技会をやろうとすると1年も前から予定を組むわけですよね。そうすると、3カ月では何ともならないんじゃないの。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　失礼しました。大きい大会、またそういった競技、イベント等ありましたらば、今現在も行っていますけれども、そ

の前年の12月に定例的な利用者、体育協会を初めとした各種団体に案内をいたしまして、そこで年間の大まかな大会予定、スケジュール等はその会議で決定をしています。

したがいまして、一般の方と申しますか、その大会で利用がある日以外の部分については3カ月前からの予約申し込みとなりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　それでは、他に質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結したいと思います。

暫時休憩します。

午前10時45分　休　憩

午前10時45分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

では、ここで休憩にしたいと思いますので、暫時休憩します。

午前10時45分　休　憩

午前11時00分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

まず先ほどの校舎の避雷針の話につきまして、教育課のほうより報告があります。

○教育課長兼少年センター所長　先ほどの避雷針の件で御報告をさせていただきます。

避雷針がついている学校につきましては、夜間照明がついている学校、小学校でいいますと布袋北小学校、中学校でいいますと中学校5校がついておりまして、校舎建物自体には避雷針がついている学校はございませんでした。

以上です。

○委員長　それでは、議案に入る前にもう一つ、福祉課のほうより報告があります。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　貴重なお時間を頂戴して申しわけありません。

1点だけ、答弁の訂正をさせていただきたいと思います。

臨時福祉給付金の実績を先ほど申し上げましたけれども、平成28年度の補正予算でお認めいただいて、今年度まで引き続いてやっておる経済対策分の実績でございますが、先ほど申請率88.7%というふうに申し上げましたが、これが実は6月30日までの申請受け付け期間の分で締めたところでございます。その後、7月いっぱい1カ月かけまして、やむを得ない理由があった方についての遅延の申請を受け付けしております。7月末時点で、最終的な数字を申し上げますと、対象見込み者数が1万4,624人に対しまして、申請済み者数は1万2,998人、申請率は88.9%でございますので訂正をさせていただきます。どうも済みませんでした。

---

#### 議案第44号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長　続いて議案第44号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長　それでは、議案第44号につきまして御説明申し上げますので、議案書の123ページをお願いいたします。

平成29年議案第44号 平成29年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,639万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億6,279万円とするものでござい

ます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

はねていただきまして、124ページに第1表 歳入歳出予算補正、125ページから127ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げさせていただいておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして128ページ、129ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

9款1項1目療養給付費交付金繰越金244万5,000円と、その下にございます9款1項2目その他繰越金3,394万7,000円で、補正予算額は3,639万2,000円でございます。

その他の補正予算の内容につきましては、歳出により御説明申し上げますので、130ページ、131ページをお願いいたします。

10款1項1目償還金及び還付加算金で、補正予算額は3,639万2,000円でございます。

内容につきましては、131ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

保険給付事業の過年度国庫支出金返納金支払事業におきまして、平成28年度分の国庫支出金の精算に伴う返納金3,394万7,000円の補正をお願いするものと、同じく保険給付事業の過年度療養給付費交付金返納金支払事業におきまして、平成28年度分の療養給付費交付金の精算に伴う返納金244万5,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で議案第44号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、これにて終結いたします。

暫時休憩します。



午前11時06分 休 憩

午前11時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第45号 平成29年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第45号 平成29年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 平成29年議案第45号につきまして御説明いたしますので、議案書の133ページをお願いいたします。

平成29年議案第45号 平成29年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,541万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億2,749万1,000円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては134ページに掲げてございますので、後ほど御参照をいただきたいと思います。と存じます。

135ページから137ページには歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げておりますので、こちらも後ほど御参照いただきたいと思います。と存じます。

続きまして138、139ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源でございます。歳入予算でございます。

8款1項1目繰越金で、補正予算額3億2,541万3,000円は前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出予算につきましては140、141ページをお願いいたします。

3款1項1目基金積立金で、補正予算額は1億9,667万円でございます。

内容につきましては、141ページの上段の説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

介護保険財務事務事業、介護保険事業基金積立金事業の補正をお願いするものでございます。地方財政法第7条第1項による余剰金の積み立てとして、平成28年度の実質収支額から国庫負担金等の精算による追加交付額と返納額を差し引き、積み立てるものでございます。

続きまして、6款諸支出金、1項1目償還金及び還付加算金でございます。補正予算額は1億2,874万3,000円でございます。

内容につきましては、141ページの下段、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

介護保険財務事務事業、介護給付費等返納事業の補正をお願いするもので、平成28年度介護給付費等に係る国庫及び県費の負担金・補助金の精算に伴う計9件の返納金でございます。

以上で議案第45号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　基金の積み立てですけど、繰越金、返納金を除いた全額が積み立てられるということですけど、これで総額幾らになりますか。

○高齢者生きがい課長　平成28年度末の金額で3億8,210万480円でございます。平成29年度中の増額の見込み額を合計いたしまして、平成29年度末の見込みが5億2,471万8,480円の見込みでございます。

○森委員　5億円の基金があるということなので、これを第7期介護保険事業計画の保険料の財源に充てて、できるだけ保険料を抑えるということをや

っていただきたいと思います。

もう一点は、返納金のほうですけれども、介護給付費の返納金が国と県を合わせると1億1,400万円ぐらいになります。この中の大きいものは、何が使わなかった、予定どおりいかなかった主なものというのはどういうものですか。

○高齢者生きがい課長 議案質疑の掛布議員の答弁の中でも少し説明をさせていただきましたが、主なマイナスの要因は施設サービス費の給付金額の残金が多くなったというものでございます。

○森委員 施設サービス費ということになると、その要因というのは、実際には特養に入りたくても入らないでというような状態の人がたくさんいる中で、これが余ってくるということは利用控えがあると。2割負担というようなこともあって、そういうことになりますかね。どういうふうに見ていらっしゃいますか。

○高齢者生きがい課長 施設の利用者に対しまして、特定入所介護サービス費の負担限度額の減少が主な要因というふうに考えております。

これは施設入所の場合に、部屋代、食事代は本人が負担していただくのを原則としておりますが、一定条件のもとで利用者負担に限度額が設けられております。これを補足給付するため、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費が支給されており、世帯の全員が市民税非課税で年金収入が80万円以下、一定額以上の預貯金を持っていない人に対しては2段階の負担となっておりますが、平成28年8月にその年金収入に非課税年金収入額が加えられたことにより、負担限度額が2段階であった利用者が3段階になったものでございます。それにより、例えば食事代でありますと390円の自己負担金が650円となり、ユニット型個室の部屋代が820円のもので1,310円となりました。個人負担がふえた分、給付費が下がったということでございます。

○森委員 そうすると、利用そのものが減ったというよりは、個人負担がふえて公費の負担が減ったということになる。

○高齢者生きがい課長 はい。そのように捉えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前11時17分 休 憩

午前11時17分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について**

のうち

**健康福祉部**

**教育委員会事務局**

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続きまして議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課の所管につきまして御説明をさせていただきますので、決算書の70、71ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

中段の11款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、老人ホーム措

置費負担金でございます。

別冊になっております決算書でございます。70、71ページをお願いいたします。

次に、最下段の12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料、備考欄の高齢者生きがい課、福祉センター目的外使用料（食堂施設）から、高齢者生きがい活動センター目的外使用料（郵便ポスト）までの5件でございます。

次に、少しはねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段、12款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料、高齢者生きがい課の高齢者ホームヘルパー派遣手数料から生活支援短期宿泊事業手数料までの3件でございます。

次に、はねていただきまして、78、79ページをお願いいたします。

中段、13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、2枚はねていただきまして、82、83ページをお願いいたします。

13款4項2目民生費交付金、2節社会福祉費交付金、高齢者生きがい課の介護ロボット導入支援事業特例交付金と、高齢者施設等防犯対策強化事業交付金でございます。

次に下段、14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

はねていただきまして、84、85ページをお願いいたします。

中段の2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、高齢者生きがい課の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金と、老人クラブ助成費補助金でございます。

2枚はねていただき、88、89ページをお願いいたします。

下段の15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料、高齢者生きがい課の老人福祉センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に90、91ページをお願いいたします。

下段の17款1項1目1節特別会計繰入金、高齢者生きがい課の介護保険特別会計繰入金でございます。

少し飛ばしていただき、96、97ページをお願いいたします。

19款5項2目12節雑入のうち、備考欄の中段、高齢者生きがい課の緊急通報システム実費徴収金でございます。

2枚はねていただき、100ページ、101ページをお願いいたします。

最上段の3目1節過年度収入で、高齢者生きがい課の平成27年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金及び県費負担金精算金でございます。

次に歳出でございます。

174、175ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目高齢者福祉費、備考欄、人件費等から、少しはねていただき、181ページの備考欄、中段、特別敬老事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○鈴木委員　　久方ぶりにこの担当部局ですので、ちょっと間違ったことを言ったら済みません。

実はこの高齢者生きがい課での高齢者見守り事業というのがあったと思うんですけれども、最近というかことしに入って、私も知っている方が二、三名、本当にいろんな意味で誰にも見守られずに亡くなったという方がお見えになりまして、非常に反省するところもあるんですけれども、そういったことも含めてちょっと確認だけしておきたいんですが、そういったことのないように高齢者が、173ページですかね。成果報告書の中に書いてあったんですけれども、ほかにも今、電話を無償貸与するだとか、緊急通報だとかいろいろあるわけなんですけれども、まず今こうした中でいろんな見守りネットワーク、それから認知症の高齢者徘徊ということできまざまなことに対応しなあかんということでの事業だと思うんですけれども、このことについてちょっと幅が広いからあれなんですけど、まず結果として孤独死というか、そういう事例というのは、昨年度というのはどれぐらいあったんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　あくまでも市が把握した件数でございますが、5例でございました。

○鈴木委員　　その中で、そういったことを未然に防ぐ意味でのいろんな施策

というか対処法があると思うんですが、その5名の方というのは、逆に言うところといった制度とか、あるいは見守りの中に入っていた方なんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 介護認定を受けてみえた方、また給食サービス、配食サービスを受けてみえた方、さまざまでございます。全く未把握で、初めて把握したという事例もございました。

○鈴木委員 わかりました。

それぞれ緊急通報装置だとか、給食の配食数ですとか、いろんな見守りの制度はあるんですけど、それはそれなりに自己申告なり周りの気づく民生委員なりとか、あるいは私どもを含めた気づいた人がどうですかということをお勧めするわけですが、今話を聞くと、望まなかった、また知らなかったという方だとは思いますが、今後、そういうことを含めて見守りネットワークというものについて、その方に適した制度対応があると思うんですけども、こうしてもし何か気づいたときに、それを掌握していくとか上げていくという、ここでいう見守りネットワークということについて、特に民間事業者も含めてのところなんですけど、これについてどのように進められるのか、ちょっと今の進捗状況について具体的にわかりましたら。

○高齢者生きがい課長 ただいま高齢者生きがい課が主体的に取り組んでおります、以前から行っておりますひとり暮らし高齢者等の生き生きライフカードの登録につきましては、福祉課で要援護者の登録制度も同時に実施しておることから、生き生きライフカードの取り組みにつきましては、ただいま担当者のところで他の方の関係機関の御意見もいただきながら、有効に利用できるように見直しを図っていこうというふうに取り組んでいるところでございます。

それから、認知症の疑いのある方につきましては、見守りを強化していくために事前に登録をしていただくようなものも取り組んでいけたらなというふうに、ただいま準備を進めているところでございます。

○鈴木委員 なかなか難しい話ですね。非常につかみづらい部分もあると思うんですが、これを見ると結構幅広くいろんな意味で協力して、新聞であり、郵便屋さんであり、宅配でありということは聞いておりますし、また今の一つの地域の見守りも含めて気づけば何らかの格好で、ちょっとおかしいよと

※ 後刻訂正発言あり

いう格好であると思うんですが、これはそういう通知する体制、一元化というんですかね。もし何か異常に感じたときの通報窓口というのは、きちんとしたものが江南市にはあるんでしょうか。通報窓口というんですかね。

○高齢者生きがい課長　十分かと申し上げれば、全てをつながるような形にするというのはなかなか難しい点もございますが、ただいま給食サービスにおきましては、いつも受け取られる方がお見えにならなかったという場合には直ちに御連絡をいただくようなシステムをとっておりまして、市及び包括支援センター等でその方の所在の確認を早急にするというような対応をしております。

それから、先ほどの答弁の訂正をさせていただきますが、5人の孤独死の把握事例の中に、給食サービス利用の方がお見えであったというふうにお話をさせていただきましたが、その方は給食サービスではなく緊急通報システムの利用者でございましたので、訂正させていただきます。

○鈴木委員　わかりました。

どうしてこんなざくつとした質問をしたかといいますと、市のほうとしても、いろんな格好で漏れる人、あるいはいろんな生活パターンを持っている人が見えるもんですから、なかなかつかみづらいということも事実だと思います。そういった中で、気づいたところから市のほうの窓口、給食サービスのほうではそういう窓口が、何かあったらあるということも含めてこういった協力業者、見守りネットワークの何かもう少し明確に、市のほうのそういう担当のほうへ電話すればいいというものの、高齢者生きがい課のどこなのかということも含めて、少し明確になっていない部分があるのかなと思います。

今話も出ましたけど、包括支援センターのほうにつなぐとかいうこともあるんですが、なかなか市民目線あるいは地域から見るとそういうこともわかりづらい話です。責任分担、誰がそこに対応するのかと、その部分が非常にわかりづらい部分がありますので、その部分は受け手のところで指令塔というか、コントロールタワーというか、一部の担当だけでじゃなしに、非常に幅広いものがありますので、その部分でのどこが適切に対処するかということも含めて、もう少しわかりやすいワンストップ的なものをつくっていただ



ければいいかなというふうに感じましたので、これは要望として、今後御検討願えればなあと思っておりますので。

- 高齢者生きがい課長　そのあたりの市民への周知というものは、持続的にしていかなとなかなか浸透しづらいいかなというのは思っておりますので、周知に努めておるところでございます。

ただいまのところは、地域包括支援センター並びに高齢者生きがい課、または利用していらっしゃるサービス事業所等から連携して情報を共有していきながらケースに対応していくというようなことを努力して行っているという状況でございます。

- 鈴木委員　今後とも、やっぱりわかりやすく、今おっしゃったように連携も含めてですけれども、そういう一つの機動的に動けるように、また当然その地域見守り、民生委員の方もお見えになりますので、一遍その大きなところで、連携も大事ですけれども、本当にいろんなところから通報を受ける体制をつくってもらいたいと、こういうことでひとつまたお願いしたいと思えます。以上です。

- 森委員　今の鈴木委員の質問との関連なんですけど、成果報告書の173ページに高齢者見守り事業ということで事業実績が出ているんですけれども、非常にわかりにくいです。

それで、これを表にさせていただくとわかりやすいんじゃないかと、次回ね。例えば、低所作者の独居老人に電話機を無償で貸与した。これは一番下に出ているんですけど、あるいは緊急通報装置設置の推進に努めたというのがあるんですけど、数字で実際に何基になったのかというようなことを、福祉電話緊急通報装置、給食配食数、この3つは出ているんですけど、それ以外のところについては、GPSのあれだとか、見守りネットワークの民間事業者の数がどうなったとか、こういうようなことをずっとやって、認知症サポーター養成講座なども地域で何回行われて何人がサポーターになったのかというようなことがもう少しわかりやすくさせていただくといいかなあと思うんですけども、どうでしょうか。

- 高齢者生きがい課長　森委員のおっしゃられるように、よりわかりやすくお示しするように努めることが必要だというふうには思っております。

ただ、紙面上にということですので、載せられる情報も限りがございますので、必要なところをピックアップしながら、よりわかりやすい掲載方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

○森委員　　お願いします。

あと決算書の関係ですけど、175ページの扶助費で、訪問介護利用者負担軽減対策助成事業費ということで江南市が独自に行っている非常に貴重な制度なんですけれども、実際にはこの利用者数というんですかね。ヘルパー派遣の助成ですけれども、ちょっとこの実績を出していただきたいんですけど。

○高齢者生きがい課長　　自立の方に対するホームヘルパーの派遣の実人数でございますが、平成27年度は62名、平成28年度は44名ということで、実人数が減少しております。

○森委員　　一般会計のほうでいくと自立の人ということになって、介護保険のほうでも2分の1助成というのは継続されているということですか。

○高齢者生きがい課長　　失礼いたしました。先ほどの答弁を修正させていただきます。

扶助費に関しまして、自立ヘルパーの方に対して、訪問介護の平成28年度の、介護保険の訪問介護延べの人数が平成28年度、3,194名でございました。社会福祉法人に対しては……。

○委員長　　ちょっと休憩します。

午前11時39分　　休　　憩

午前11時40分　　開　　議

○委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○高齢者生きがい課副主幹　　平成28年度の通所でヘルパー減免をとっているものですが、介護保険のサービスを利用している方で、延べ人数になりますが、平成28年度は3,385名となっております。

○森委員　　今言われたのと、自立の44名と、ということですか。

○高齢者生きがい課長　　先ほど私が述べましたのが実人数で44名で、副主幹が述べましたのは延べ人数ということでございます。

○森委員　　44名の延べ人数が3,385名でいいんですか。ちょっと違うような気がするけど。

※　後刻訂正発言あり

○委員長 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに、何か御質疑はありませんでしょうか。

○森委員 179ページですけれども、在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業、それから在宅ねたきり老人等介護慰労事業、もう一つが下がったところの訪問理髪等事業、平成28年度、要介護3が外されて、要介護4と5の人だけになったかと思うんです。

それで、それ自身が問題なんですけれども、予算との関係でいっても紙おむつ支給事業でいくと予算は578万円、介護慰労事業、いわゆる介護手当ですけど、633万円の予算に対して412万円ということです。訪問理髪については、予算よりも逆に、120万円が130万円でふえているんですけれども、特に減った理由と、これだけの大きな差が出てしまったのはどういうことなのかということで、それぞれのまず利用人数が何人かということをお教えいただいて、なぜこうなったのかということをお答えいただけるといいかと思うんですけど。

○高齢者生きがい課長 まず在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業の利用人数でございますが、平成27年度は558人、平成28年度が260人ということで減少をしております。要介護3以上から要介護4以上にしたことにより減少したものでございますが、予算計上の折には要介護度の出現割合を計算しまして、要介護4、5の方に対する支給額という形で算定をいたしました。見込みより実数が少なかったというものでございます。

次に、在宅ねたきり老人等介護慰労事業につきましては、平成27年度は538人、平成28年度は260人でした。減少理由は同じでございます。

○委員長 あと、訪問理髪の実人数です。

○高齢者生きがい課長 申しわけございません。平成27年度の数字が現在、すぐには把握できておりませんが、平成28年度、高齢者が91名、障害者の方が34名で、延べで言いますと359回の利用でございました。

○森委員 平成27年度の数字がわかったら、また後で教えてください。

○委員長　　では、ほかにはよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようですので、ここで昼休憩に入りたいと思いますので、先ほどの質問の回答は昼一番でまたお願いしたいと思います。  
暫時休憩します。

午前11時52分　　休　憩

午後 1 時05分　　開　議

○委員長　　それでは、少し時間前ですが、休憩前に引き続き会議を開きます。  
では、高齢者生きがい課の先ほどの答弁から始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○高齢者生きがい課長　　答弁の修正をお願いいたします。

まず175ページの訪問介護利用者負担軽減対策事業について、御説明をいたします。

これは介護認定を受けている方が訪問介護サービスを利用した場合の利用者負担額50%を助成するものでございます。平成28年度中に訪問介護サービスの助成を行ったのは延べ3,385名で、1カ月当たり平均しますと282名でございました。

また、先ほど説明をしました自立の方に対する訪問介護サービスにつきましては、44名の実人数でございました。この自立の訪問介護サービスについては、平成29年度から総合事業のほうに移行をしております。

それから、訪問理髪の平成27年度の実績でございますが、先ほどお話ししましたとおり平成28年度は延べ359回でございましたが、平成27年度は516回ということで、延べ回数は平成27年度から平成28年度は減少をしております。以上でございます。

○森委員　　今の訪問理髪のほうの関係ですけど、人数はわかりませんか。

○高齢者生きがい課長　　訪問理髪の人数でございますが、184名の実施人数でございました。

○森委員　　先ほどは高齢者と障害者と分けて報告があった。これは合わせてということでもいいですか。

○高齢者生きがい課長　　合わせてでございます。

○委員長 　では、ほかに質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 　続いて、子育て支援課について審査を行います。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 　議案第46号 平成28年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、子育て支援課所管の決算について御説明させていただきます。

決算書の70ページ、71ページの中段をお願いいたします。

子育て支援課所管の歳入でございます。

11款1項1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金は、保育所保育料でございます。

はねていただきまして、72ページ、73ページの上段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、2節児童福祉使用料の子育て支援課分は、児童施設目的外使用料でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

12款1項5目土木使用料、3節都市計画使用料の子育て支援課分は、コミュニティ・プール使用料でございます。

2枚はねていただきまして、76ページ、77ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目民生手数料、2節児童福祉手数料の放課後児童健全育成手数料初め2項目でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金初め4項目でございます。

同じページの最下段をお願いいたします。

13款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金初め、80ページ、81ページにかけまして5項目でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページの上段をお願いいたします。

13款4項2目民生費交付金、1節児童福祉費交付金の子ども・子育て支援交付金初め2項目でございます。

同じページの最下段をお願いいたします。

14款 1 項 1 目 民生費 県負担金、2 節 児童福祉費 負担金の子どものための教育・保育給付費負担金初め 2 項目でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページをお願いいたします。

中段やや下でございます。

14款 2 項 2 目 民生費 県補助金、2 節 児童福祉費 補助金の子育て支援課分は、施設型給付費等補助金初め 5 項目でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページの中段やや下をお願いいたします。

14款 3 項 2 目 民生費 委託金、1 節 児童福祉費 委託金の母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

はねていただきまして、88ページ、89ページの中段やや下をお願いいたします。

14款 4 項 6 目 民生費 交付金、1 節 児童福祉費 交付金の地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

2 枚はねていただきまして、92ページ、93ページの上段をお願いいたします。

17款 2 項 1 目 基金 繰入金、1 節 基金 繰入金の子育て支援課分は、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

はねていただきまして、94ページ、95ページの中段やや下をお願いいたします。

19款 5 項 2 目 雑入、6 節 保育園給食費徴収金の3歳以上児主食代実費徴収金初め 2 項目でございます。

はねていただきまして、96ページ、97ページの中段をお願いいたします。

19款 5 項 2 目 雑入、12節 雑入の子育て支援課分は、児童福祉等実習指導委託費初め 6 項目でございます。

2 枚はねていただきまして、100ページ、101ページの上段をお願いいたします。

19款 5 項 3 目 過年度収入、1 節 過年度収入の子育て支援課分は、平成27年度分児童手当費国庫負担金精算金初め 5 項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、子育て支援課所管の歳出でございます。

飛んでいただきまして、200ページ、201ページから220ページ、221ページ  
の中段までが3款2項1目子育て支援費でございます。

また少し飛びますが、290ページ、291ページをお願いいたします。

最下段から292、293ページの上段にかけまして、8款4項3目木賀公園コ  
ミュニティ・プール費でございます。

歳出は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○森委員 71ページの保育所保育料の関係ですけど、保育料の収納の関係で  
不納欠損が116万2,110円出ていまして、なお収入未済746万2,540円と出てい  
ます。これで現年分の滞納が幾らあるのかということと、それからそれ以降、  
かなり長期の滞納分を抱えていると思うんですけど、その辺のところを教  
えていただきたいのと、もう一つ、77ページで学童保育のほうの関係も出て  
おりまして、これは放課後、いわゆる学童保育と延長保育、合わせて不納欠  
損額と収入未済額という形で出ていますので、ちょっとこれ内訳を教えてほ  
しいんですけど。

○子育て支援課長 まず保育所保育料のほうでございます。

現年度の調定額が4億2,857万640円でございます。収入済額が4億  
2,649万4,040円ということで、収入未済額が207万6,600円というござ  
います。

また、過年度につきましては調定額が980万1,930円、収入済額が325万  
3,880円で、不納欠損額が116万1,210円ということで、収入未済額が538万  
5,940円という状況でございます。

収入未済額としまして207万6,600円と538万5,940円ということで、746万  
2,540円という状況でございます。

○委員長 もう一つのほうは、77ページ。

○子育て支援課長 放課後児童健全育成手数料のほうでございますが、こち  
らにつきましては滞納はございません。

また、延長保育手数料でございます。現年度につきましては、調定額が759万750円、収入済額が754万4,250円、収入未済額が4万6,500円、過年度分につきましては50万7,000円、調定額でございます。収入済額が13万9,450円、不納欠損額が9,375円で、過年度の収入未済額が35万8,175円ということでございまして、延長保育の収入未済額が40万4,675円という状況でございます。

○森委員 先に延長保育のほうを聞きますと、そうすると延長保育については、過去の分については全部不納欠損にしたと。現年分だけが残っている。

○子育て支援課長 過年度につきましては、調定額50万7,000円でございます。収入済額が13万9,450円ということなので、過年度全ての不納欠損をしているような状況ではございません。

○森委員 それであわせてですけど、不納欠損にする考え方ですけど、そのところを一つ教えてください。

○子育て支援課長 不納欠損につきましては、江南市保育料不納欠損処分取扱要領に基づいて行っているところでございます。

地方自治法の第236条第1項の規定に基づきまして、5年たちましたら不納欠損ということで処理している状況でございます。

○森委員 そうすると、保育料についても同じ考え方、要するに5年というところ、保育園から出て、小学校5年生という形になるので、それ以上の10年とかいうものは今は持っていないということですか。前はそういうのがあったもんだから、ちょっとどこかで整理したほうがいいんじゃないと言った覚えがあるんですけど。

○子育て支援課長 先ほどの地方自治法の第236条の規定の5年間ということで、5年間で処理しているものでございます。

○河合委員 関連で少し、この残ったやつ、収入未済額。これは利子というか、それはつきますか。つかないよね。

○子育て支援課長 つけておりません。

○河合委員 それで、例えば国税でも市民税でも、国保でもそうなんだけど、例えば幾らか納めるよね。残っておると、そちらへ割り当てておるよね。割り振って、年数の古いやつを消していこうということでしておるんだけど、



こちらはどうされていますか、保育料なんかは。

- 子育て支援課長　保育料につきましては、まず滞納されているもの、過年度については退園した方が多いということなので、基本的には古い年度のものから消しているような状況で、在園児につきましては毎月のところを口座振替ということで落とさせていただいておりますが、それ以外の滞納分につきましては古い年度のほうから同じように消している状態でございます。
- 河合委員　わかりました。
- 森委員　賄材料費ですけど、保育園給食事業ですけども、この中で3歳以上児用主食1,343万1,288円、歳入とほぼ同じで、同じでないとおかしいんですけど、この930円の内訳、実際に主食として支払った、例えばパンとお米とかいろいろあると思うんですけど、それはどういうふうになっていますでしょうか。
- 子育て支援課長　主食代につきましては、平日が1食当たり47円ということで、土曜日に関しましてはパンということになりますので43円というような内訳でございます。
- 森委員　そうすると、土曜日以外については、御飯のときもあるしパンのときもあるけれども47円でいい。
- 子育て支援課長　平日につきましては、米のときとパンのときということがありますので、平日は先ほど言った金額ということでいただいております。  
米につきましては単価契約ということでさせていただいております、1食51.42円。なお、パンにつきましては基本42.12円ということですが、コッペパン、レーズンロールパン、黒ロールパン、ミルクロールパンというのが先ほどの42.12円でございます、米粉ロールにつきましては77.76円ということで、こちらも単価契約をしております。
- 森委員　ちょっと気になっているのは、この930円で、特にお米の場合の契約51.42円の中に運搬費が含まれているんじゃないのかなあとと思って、そうしないと、ほかからそういうあれが出てきてないものだから、運搬費用も含めて51円なんじゃないのかなあとと思うんだけど。
- 子育て支援課長　先ほど、単価契約の金額につきましては、運搬費全て込みということの単価でございます。

- 森委員　　そうよね。だから、実質その米代というか御飯代だけだとすると、幾らかというのは出てきませんか。
- 子育て支援課長　　以前は、学校給食会と現在契約をしておるところなんですけど、以前は布袋食糧のほうと契約しておりましたのでそういう内訳になっておりましたが、現在は全て込みということの契約になっておりますので、内訳については把握しておりません。
- 森委員　　しかし、実際には運搬の費用がかかるわけで、純粹な主食代ということではないので、私はやっぱり一日も早く自園炊飯で、そうすればその分丸々食事に使えるわけですので、切りかえてほしいと思うんですけど、その辺の検討というのは進んでいるんでしょうか。それとも何もやっていないんでしょうか。
- 子育て支援課長　　ただいまの自園炊飯ということですが、実際に調理員が現在2名体制で行っているという部分と、あと調理室のスペース、その辺のちょっと問題がありますので、現在、自園炊飯というのはなかなか難しいところかなあというふうに考えております。
- 森委員　　スペースの面で言えば、古知野西保育園も布袋北保育園も自園でやっているわけで、その配置をどうするかというのはいろいろ検討する必要はあると思うんだけど、やってできないことはないと思うんですよね。
- 子育て支援課長　　先ほど言われた指定管理を行っております古知野西保育園なんかは、比較的調理室が広いということがございます。
- 残りの直営で行っている16園、またいろいろな状況でなかなかスペース的に狭いという部分もありますので、その辺も含めてちょっと検討させていただきたいと思います。
- 森委員　　やっぱりそこで炊いた御飯を直接食べたほうがおいしいに決まっているし、費用の面でも運搬費は必要ないわけですので、ぜひ検討してほしいと思います。といっても、もう大分前から言っていることなので、ちょっと真剣に考えてほしいと思うんですけど、もう一点、その調理室の関係で、スポットエアコンがたしか4台設置ということだったんですけど、どこにやったのかということと、今後どうするのかということと、今空調の工事をずっと進めてきているわけですけど、新しい空調の改修工事をやったところは

給食室にも入るんですよね。

- 子育て支援課長　　ただいま保育園の空調改修工事ということで進めておりまして、現在のところ5園残っているような状況でございます。

空調工事を行っているところにつきましては、調理室専用空調機を入れているところがございます。先ほどのスポットエアコンの借り上げということで平成28年度に2台、3カ月の間ですが、古知野北保育園と宮田保育園の2園に試験的にちょっと設置させていただきました。

ただ、やはり先ほどのお話でもありますが、ちょっと調理室が狭い状況でスポットエアコンのスペースの問題、あと中で動くということでスポットエアコンに関しては余り効率的じゃなかったという検証の結果でございます。

現在、平成29年度につきましては、5園で調理室専用のエアコンを設置しておる状況でございます。

- 森委員　　そうすると、もうこれスポットエアコンをやめて、それでそこ用の独立したエアコンを入れたということ。

- 子育て支援課長　　そのとおりでございます。給食室、湿度が高いということもありますので、専用の調理場用のエアコンでございます。

- 森委員　　わかりました。

- 河合委員　　最後に1点だけ、木賀公園のプールだけど、何人ぐらい利用されましたか。わかれば二、三年教えてほしいんだけど。

- 子育て支援課長　　コミュニティ・プールでございますが、利用者、手数料を取っている方と取ってみえない方がお見えになります。

平成28年度の状況でいいますと、一般の方と先ほどの料金を取っていない幼児、障害者の方、障害者の介添え含めまして平成28年度は4,953人、平成27年度が3,598人、平成26年度が3,811人、ここ3年の状況でございます。

- 河合委員　　はい、わかりました。

- 森委員　　去年からプールが使えなかったんだよね。ことしからか。

- 委員長　　ことしから。

- 子育て支援課長　　木賀公園コミュニティ・プールにつきましては、ということはずっと、市民プールが……。

- 森委員　　市民プールが使えなくなって、ふえたんかなと、ふえた理由。

- 子育て支援課長　　ふえた理由でございますが、状況を見ているところでは、やっぱり天候に左右されるところが多いのかなあというような状況があるんで、一概に市民プールの影響だけだということではないと思っております。
- 鈴木委員　　保育管理事業の中、ちょっと教えてもらいたいこともあったもんですから、決算書で言うと201ページの歳出のところなんですけれども、こちらの成果報告書の175ページと絡めてちょっと聞きたいんですけれど、まず言葉尻で、広域保育事業というのがあるんですけど、本当に勉強不足で申しわけないんですが、まずこれについてどういうことなのか、ちょっと教えてもらいたいんですが。
- 子育て支援課長　　広域保育事業でございますが、こちらのほうは江南市にお住まいのお子様が生外の保育園等に入所された場合について、広域保育事業ということで行っております。
- 鈴木委員　　参考までに、昨年でこれでいうとどれぐらいの方がこういった制度を利用されているんですか。
- 子育て支援課長　　平成28年度につきましては、7人というような状況でございます。
- 鈴木委員　　その扶助費として295万9,430円要したということで理解してよろしいですね、端的に。
- 子育て支援課長　　入っていた園のほうにこの金額をお支払いしたということでございます。
- 鈴木委員　　これに関しては、普通の江南市内の園に入るのと保護者の費用負担は全く同じという感覚でよろしいでしょうか。
- 子育て支援課長　　保護者の方の負担という部分は、江南市の保育料に準じた金額でお支払いしていただいているという状況でございます。
- 鈴木委員　　この成果報告書の中の保育管理事業の中で、ここにも書いてあるんですが、基本的に江南市というのは年度初めでいくと待機児童、保育園に入れられない方は見えないと、ゼロということでおおむね伺っておるんですけれども、ここに書いてあるとおり、私もよくそういう話を聞くんで、今後の下の今後の方向性ということですね。この中で、途中入園では待機児童がよく発生していると。それについて問題意識を持って捉えてもらっておるとは

思うんですが、実態として特にゼロ歳、2歳、途中で、いろんな社会状況が難しいもんですから、働かざるを得ないというような若いお母さんもお見えのようでございますけれども、これ年1回しかこういう調整、各園ばらつきがあると思うんですけれども、基本的には年度当初であれば希望の園に、ゼロ歳児であろうが2歳児であろうが、まず年度当初の申し込みであれば入園できるというふうに理解してよろしいですか。

○子育て支援課長　　まず年度当初に申し込まれた方が、第1希望の園に入れるというような状況からいいますと、第2希望以降の園に回っていただくお子様はお見えになります。

○鈴木委員　　いずれにしても、江南市内の要するにどちらかの園には面倒を見てもらえるというふうには理解してよろしいわけですね。

○子育て支援課長　　そのとおりでございます。

○鈴木委員　　実はこの年度途中の入園はあきがなく待機児童がいるということですが、これはどの程度、昨年度でいうとそういう人数というか、途中入園に対してのバランスというか、もしそういう状況がわかれば教えてもらいたいんですが。

○子育て支援課長　　平成28年度の待機児童につきましては、毎月あいている園の入園申し込みということを見せていただいています、その月ごとで待機児童ということで子育て支援課のほうで把握させていただいています、実際に3歳以上につきましては待機児童の方はお見えになりません。3歳未満児で、1歳、2歳の方が5名、ゼロ歳が6名ということで計11名、一番多い月で待機児童が生じているような状況でございます。

○鈴木委員　　私も見て、毎月とはいいませんけど、ホームページ上であきがあると申し込みも更新がされているなどということは見せてもらったんですけれども、こういったことも含めて大幅な見直しは年1回の配置ということなんですけれども、特にゼロ歳児とか3歳児以下ですね。この部分でどこかで、難しい話でしょうけれども、9月とか年度半ばで少し配置を変えるとか、そういうようなことはできないでしょうかね。1年間しないと対応できないということではなしに。

○子育て支援課長　　年度途中ということでございますが、あくまでもそれを

クリアということになりますと、保育士を確保するということになります。

その条件が整うということであれば、ゼロ歳児の受け入れをふやせるというふうに考えておりますが、なかなか難しいような状況でございます。

○鈴木委員 了解です。わかりました。

○森委員 211ページの育児支援家庭訪問事業ですけれども、実際に訪問された件数と、この場合の職員はどういう方、保健師か看護師か、保育士か。

○子育て支援課長 決算書の211ページにあります賃金ということで、臨時職員等賃金でございます。

この方、1名、訪問支援ということで雇用しております、保育士でございます。あと、件数でございますが、平成28年度は166件というような状況でございます。

○森委員 これは延べ、実。

○子育て支援課長 世帯数として27世帯でございます。

○森委員 実質、どういう状況、27世帯の状況は。

○子育て支援課長 回数ということで申し上げますと、1回で終わる方、何回か訪問している方がお見えになりまして、一番多い方ですと20回ということになっております。大体平均しますと、6回とか、ばらつきがある状況でございます。

○森委員 実際に、いわゆる育児放棄のような状況なのか、生活支援のほうの状況なのか、その辺のところは。

○子育て支援課長 訪問の相談等を含めた内容でございますが、やはり一番多いのは育児に対して不安感があるという方がほとんどであります。それとあわせて、育児下手といいますか、そういう方とか、あとはお子さんの発達にちょっとお困りがあるというような状況になっております。

○森委員 もう一点だけ、済みません。

放課後児童健全育成事業、要するに学童保育ですけれども、さっき滞納などについては伺ったんですけど、その利用料の中でこの間も本会議でも若干指摘があった長期休暇の利用料の扱いですけど、今実際にこの利用料の中で何人ぐらいが長期休暇のときだけ利用されているんですかね。そういう人数はわかりますか。夏休みの場合は何人、冬休みは何人。

○子育て支援課長 平成28年4月1日現在の状況でございます。通年利用の方が833名、長期利用の方が245名というような状況になっていまして、合計で1,078名ということでございます。

○森委員 大体、大半は夏休みですか、冬休みとか春休みとかというのはありますか。

○子育て支援課長 実際の数字はちょっと今持ち合わせておりませんが、やはり夏休みの7月、8月の利用の方が多いような状況でございます。ただ、春休みとか冬休みにつきましても、使用される方は極端に少ないような状況ではございません。

○森委員 これだけ多数の方が利用されているということですから、10日間利用して1カ月分の利用料をいただくというのはやっぱり江南市としてよろしくないんで、ぜひ来年度に向けて検討していただきたいと思います。

○委員長 ほか、よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようですので、続いて福祉課について審査をしたいと思えます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課所管の決算について御説明をいたします。

決算書の70ページ、71ページの最下段をお願いいたします。

福祉課所管の歳入でございます。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管の学習等供用施設使用料初め、はねていただきまして、73ページ上段の在宅障害者デイサービス施設目的外使用料（駐車場）までの7件でございます。

2枚はねていただきまして、76ページ、77ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料のうち、福祉課所管の在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページの中段やや上をお願いいたします。

13款 1項 1目 民生費国庫負担金、1節 社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金初め4件でございます。続きまして、中段の3節 生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金初め9件でございます。

続きまして、下段の2項 2目 民生費国庫補助金、1節 社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金でございます。

はねていただきまして、80ページ、81ページの上段をお願いいたします。

3節 生活保護費補助金の生活保護費補助金初め4件でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

3項 2目 民生費委託金、1節 社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

続きまして、少し下の2節 生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

はねていただきまして、82ページ、83ページの下段をお願いいたします。

14款 1項 1目 民生費県負担金、1節 社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金初め4件でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページの最上段をお願いいたします。

3節 生活保護費負担金の生活保護費負担金でございます。

同じページの中段をお願いいたします。

2項 2目 民生費県補助金、1節 社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金初め6件でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページの下段をお願いいたします。

3項 2目 民生費委託金、2節 生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

続きまして、すぐ下の3節 社会福祉費委託金の厚生労働統計調査交付金でございます。

2枚はねていただきまして、90ページ、91ページの中段やや下をお願いいたします。

16款 1項 2目 民生費寄附金、1節 社会福祉費寄附金の寄附金でございます。

はねていただきまして、92ページ、93ページの上段をお願いいたします。



17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、福祉課所管の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

はねていただきまして、94ページ、95ページの下段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節電話料収入のうち、福祉課所管の電話使用料（学習等供用施設）でございます。

はねていただきまして、96ページ、97ページの中段やや下をお願いいたします。

12節雑入のうち、福祉課所管の生活保護第三者行為納付金初め7件でございます。

2枚はねていただきまして、100ページ、101ページの中段やや上をお願いいたします。

3目過年度収入、1節過年度収入のうち、福祉課所管の平成27年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金及び平成27年度分障害者自立支援医療給付費県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、福祉課所管の歳出でございます。

180ページ、181ページの下段をお願いいたします。

180ページ、181ページ下段から190ページ、191ページの中段までが3款1項2目障害者福祉費でございます。

続きまして196ページ、197ページの中段をお願いいたします。

196ページ、197ページの中段から200ページ、201ページの上段までが3款1項4目福祉活動費でございます。

続きまして222ページ、223ページの中段をお願いいたします。

222ページ、223ページの中段から226ページ、227ページの上段までが3款3項1目生活保護費でございます。

続きまして、同じページの中段にございますのが3款4項1目被災者支援費でございます。

歳出は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 183ページの障害者自立支援給付事業の扶助費で、施設入所支援事業費とありますけど、今現在何カ所に何人入所してみえるのかということをもまず。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 施設入所支援事業費でございますが、まず利用の延べ人員が平成28年度で1,068人、単位数に直しますと2万9,412日の利用でございました。

箇所数ということでございますけれども、現在、福祉課のほうではどこの施設を利用しているかといったところの詳細については把握をできておりませんので、よろしくお願ひします。

○森委員 そうすると、これどうやってお支払いするんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 利用者の方が利用いたしました施設のほうで、まず国保連合会にインターネットを通じて請求を上げます。ほかのサービスと一緒に国保連合会のほうから福祉課のほうへ請求が参りまして、その請求書に基づいて市の負担分を支払っているという状況でございます。

○森委員 そうすると、市民が一体どこに入所されているかということについては、江南市の福祉課としてはつかんでいない、わからない。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 おおむねのところはつかんでおります。実際に利用の実績なども上がってきますので。ただ、正確なところで利用契約をどこで結んでいるかといったところについての詳細は、申しわけありませんが把握ができておりません。

○森委員 それでいいのかなあということですけどね。

政府のほうはできるだけ在宅でということ、介護保険もそうだし障害者についてもそうなんだけれど、実際にはなかなか家では一緒に住めない事情というのがそれぞれの家庭にはあるわけで、そういう困ったときに施設が本当にこれで足りているのか足りていないのかということも、どこにどういふ方がどうされているかということもつかまないと、なかなかそれは難しいんじゃないかなあというふうに思うので、例えば今、障害福祉計画ですか、そういうものをつくっているときにも、そういうものを把握しないままつくるといふのはどうなんですかね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 障害福祉計画の中で施設入所の利用

者、人数については目標値を定めて管理しておるところでございます。

平成28年度のこの計画の中での利用実績は、江南市全部で89の方が施設利用、入所支援の利用をされているということでございまして、見込み数としては94人という見込みを立てておったんですが、これよりは少ないというところでございます。

各個別の施設の利用者数に関しましては、先ほども申しましたけれども、ふじの木園の利用者というのは把握ができておるんですけども、江南市内にはふじの木園しか入所施設がございませんので、他市の利用者といったものは、詳細についてはちょっと把握ができておりませんので、よろしく願います。

○森委員 同じところで、障害者共同生活援助施設運営費とあります。

現在、くるみの里だとか、たけのこ福祉会だとか、グループホームを運営するというところで頑張ってみえますけれども、現在、何カ所で何人で、運営費のどれだけを補助するというところになっているんでしょう。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 この共同生活援助施設運営費といいますのは、国の報酬とは別に県のほうが単独の補助事業をやっておりまして、グループホームを運営している際に、休日などに人員配置をするわけですけども、休日に関しては国の報酬単価の対象となっておらないことから、休日においても人員配置をしなければいけないというところで事業所が非常に運営費としてはきついというところで、単独の補助としてやっておるものがございます。

実績を申し上げますと、平成28年度、399万3,740円を各グループホームにお出ししておるんですけども、対象となったのが525人の利用者の方、延べでございます。対象日数が1万4,033日、こちらの日数を対象として補助をお出ししておるということでございます。

○森委員 なかなか延べというのは状況がつかめなくて、幾つのグループホームが実際に現在あって、何人の方がここに入居されておるのか、その辺のところはわかりますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 施設数については、おおむね10施設ぐらいの対象があったかと思います。ちょっと正確な数が今手元にございま

せんで申しわけございません。

利用者数としましては、平成28年の利用者数は44人でございます。

○鈴木委員 187ページの歳出の、ちょっとこれ教えてください。これよく聞く言葉なんですけど、なかなか実態がわからないもんですから。

下から13行目かな。成年後見制度利用支援事業というのがあるんですけども、負担金で補助及び交付金ということで37万2,354円とありますが、これの概要と支援実態ですね、この成年後見制度の。件数も含めて、どのような状況だったかということで利用状況を含めてちょっと教えてもらいたいんですが。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 こちらの負担金の関しましては、社会福祉協議会が運営をしております成年後見センターの事業に対する補助をするといった形で費用を支出しておるものでございます。

社会福祉協議会の成年後見センターのほうでは、そういった成年後見制度を利用される方に対する周知であるとか啓発であるとか、それから手続のお手伝いであるとか、そういったもので事業を行っております。

37万2,354円という金額については、こちらの事業についてかかりました消耗品であるとか、事務用の機器であるとか、それから貸し金庫なんかを銀行で借りておるんですけども、こちらの借り上げ料金であるとか、そういったものが含まれております。

○鈴木委員 実際、江南市内においてどれだけの人がこういった成年後見制度を利用されたかということについての実績というか実情とか、またこんなケースでの中身ですよというものがあればちょっとお教え願いたいんですが。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 実際に成年後見制度を今現在どれくらいの障害者の方が利用していらっしゃるかといったところは、福祉課で行っておるこの事業を通していったものについては把握ができておりますが、成年後見制度自体は公的機関を通さなくても直接家庭裁判所のほうに申し立てができる制度でございますので、実際に今総勢で何人の成年後見制度を利用していらっしゃる方がいるかといったことについては把握ができておりません。

ただこの成年後見制度利用支援事業を通しまして、平成28年度に市長申し

立てによって申請を行った方が1件ございました。

- 鈴木委員　これは今、あれば直接こういうセンターのところに必要性のある人が、介してか、あるいはそういう施設なり、あるいは第三者を通じてお願いしていくということであって、市からのそういったことのあっせんというか、窓口というか、そういったことはもし相談に来られた場合、成年後見制度とはどういうものですかという場合での業務というかつなぎ、それに関してはどういうふうに捉えたらよろしいでしょう。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　市役所の窓口のほうにそういった制度を利用したいといったような御相談があった場合に、まずはこの社会福祉協議会の成年後見センターのほうの御紹介をさせていただいております、そちらのほうで利用開始するためのいろいろなアドバイスであるとか、そういったものが受けられるようにはなっております。
- 鈴木委員　わかりました。ただ、一度どれぐらいの必要性も含めて、今社協を通じてという話になってくると伺ったんですが、どれぐらいの方がされているかということだけ、ちょっとまた教えていただきたいと。それは別に個人情報じゃないと思うんだけど、そういうこともちょっとわかればと思ったものですから、それは1つの要望というかお願いということとしておきますので。本当にどれだけの必要性があるかということを実態として知りたいということですので、お願いしたいと思います。
- 森委員　これからますます成年後見制度については重要になってくると思うし、認知症の高齢者、特にひとり暮らしというようなことになると財産管理そのものが重要になってくると思うので、ちょうど私も今そういう方にかかわっているんですけども、かなり深刻ですのでお願いしたいと思います。

生活保護のことで伺いたいんですけど、ここに成果報告書の206ページに平成28年度については461世帯ということで、確実にふえてきているというのがこれでわかるんですけども、これの一番上の相談件数と申請件数と、開始件数が63件ということで、相談には行ったけれども開始に結びつかないというケースがかなりあるということで、廃止については亡くなられたとか、仕事につくことができたとか、その辺のところがあると思うんですけど、なかなか申請に行ったけれども難しいとって、本当は実際には困っているん

だけど諦めてしまっているというケースがちょこちょこ見受けられるんですけども、この辺のところは実際には何か、どういう基準でというか、考え方というか、その辺のところもあれば教えてほしいんですけど。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活保護の受給につきましては、まず基本的には必要な人には全て生活保護の受給をさせていただくというのがスタンスでございます。

相談件数が149件ということですが、経済的に少しお困りになっておられる方などが福祉課の窓口のほうに御相談にいらっしゃいますが、総数149件ということでございますけれども、中には収入はあるんだけどローンを支払いきつくて生活に困っているとか、それからまだ預貯金がかなりの額があるとか、それから資産を持っておられて、これがまずは売却ができるのではないかと、そういったさまざまな理由がございまして保護の開始に至らなかったという方がお見えになります。

申請件数71件で開始件数63件といったことでございますけれども、申請を出されてから実際には御親族の援助が受けられることになって辞退をされたりとか、そういった方がお見えになりますので、こうした数字の差が出ておるといふことでございます。

それから、廃止件数48件でございますが、理由の内訳をちょっと申し上げますと、死亡によるものが18件でございます。それから次に多いのが、働きによる収入の増加により自立をされた方が11件でございます。それから、施設入所をされて生活費がぐっと下がりました必要がなくなった方が3件といった内容になっております。

- 森委員　就労支援ということで、特別な体制もとってみえるんで、その部分についてはいいんですけど、資産があるけど、それを今すぐ活用、資産というのは自分の家に住んでいるというような場合に、それが資産ということで保護に結びつかないというようなケースがあるんですけど、その辺は弾力的というか、実情に応じてというか、それはやっつけていただいているんですか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　資産を所有しているんだけど、すぐには売却ができない、収入がなくて生活に行き詰まっているといった方

については、一時的には保護の受給を開始いたしまして、その所有資産については売却に向けて指導を行っているといったようなケースもございます。

○森委員　ぜひその辺のところは、相談者の側に立ってやっていただきたいと思えます。

それで、この前ちょっと受けた相談で、逆にいい対応をしていただいた件で、お金も、生活保護に行くということではないけれども、実際問題として食べるものがないと。今、社会福祉協議会などが取り組んでいるフードバンクですかね。その対応をしていただいたことがあったんですけど、この辺のところはこの決算を見る限りどこにも何も出てこないんですけど、非常に貴重なというか大事な取り組みだというふうに思って、現状どういうふうになっているか、わかれば教えていただきたい。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　先ほど森委員が言われましたフードバンクでございますけれども、こちらは決算書の227ページのところでございます。

○森委員　そのどこにありますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　227ページの中段やや上の生活困窮者自立相談支援事業がございますが、これを社会福祉協議会のほうへ委託料として払っておるものがございますけれども、こちらのほうで社会福祉協議会のほうがフードバンクの事業を行っておりますセカンドハーベスト名古屋のほうと協定を結びまして実施しておるものでございます。

それから、成果報告書の208ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、生活困窮者自立相談支援事業というところの中で事業実績としてフードバンクの利用件数、平成28年7月から開始をいたしました、平成28年度中に8件の利用があったということでございます。

それから、先ほどの生活保護の相談にまず一旦は福祉課のほうへ来られて、生活に困っているんだというところで、先ほど言いましたさまざまな要件によりましてちょっと保護のほうは受給が無理ですよといった方につきましても、こちらのほうの生活困窮者自立相談支援事業などを御紹介いたしまして、困っている方の少しでもお力になれるようにということで行っておりますので、よろしく申し上げます。

○森委員 去年のまだ7月から始めたということですね。ことし、これの利用件数はわかりますか。まだちょっとわからないか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 ちょっとまだ数字は把握できておりません。

○森委員 本当に大事な事業ですので、議員の皆さんでも、ちょっと相談を受けてというようなときがあるかと思うんですけども、例えば民生委員だとか、いろいろなところにきちんとこの制度そのものについて周知をしていただいて、利用が伸びていくように、それで助かるという方があるわけですので、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長 ほか、質疑はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について審査をしたいと思います。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 健康づくり課所管について御説明を申し上げます。

初めに歳入につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の76ページ、77ページ、中段をお願いいたします。

12款2項3目1節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入初め5項目でございます。

はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

13款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

2枚はねていただきまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

13款4項3目1節保健衛生費交付金、備考欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金でございます。

はねていただきまして、84ページ、85ページ上段をお願いいたします。

14款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、同ページの下段をお願いいたします。



14款 2項 3目 1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金初め 4項目でございます。

少し飛びまして、92ページ、93ページの最下段をお願いいたします。

19款 4項 1目 1節保健衛生費受託事業収入、備考欄、健康づくり課所管の特定保健指導受託収入でございます。

はねていただきまして、94ページ、95ページをお願いいたします。

19款 5項 2目 7節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

はねていただきまして、96ページ、97ページをお願いいたします。

12節雑入でございます。備考欄は下から18行目、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費初め 4項目でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

決算書の226ページ、227ページをお願いいたします。

下段でございますが、4款 1項保健衛生費、1目健康づくり費、はねていただきまして、229ページの備考欄、上段、健康管理事業から、236ページ、237ページの保健センター維持・管理事業までの全16事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　237ページ、成果報告書が197ページの江南厚生病院建設費補助事業ですけど、まだ平成35年度までであるの。そろそろ終わるかと思っていたら、まだまだ平成35年度まで延々と払い続けなきゃいけないということでありまして、ちょっと課題と対応方策のところ、平成20年に開設してから8年が経過し、医療機器に更新の必要性が生じてきていることから、計画的な更新を検討する必要がある。対応方策で、高度・専門医療、救急医療を市民が安心して受けられるよう、医療環境の充実を図るため医療機器の更新等を協議していくとあるんです。

気になるのは、厚生病院がこれをどんどんやっていただくのは結構なことですけど、まさかこれとあわせて補助金の支出とか、そういうことも含めた

検討ということになっているのではないかとちょっと気になったものですから。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 現時点で、具体的に検討をしているようなものは何もございません。

ただし、厚生病院のほうから、これは要望といたしまして、高精度放射線治療装置、トモセラピーという機器の導入について助成をお願いしたいというような要望はいただいておりますけれども、具体的な検討には至っていないような状況でございます。

- 森委員 そういう状況があって、こういうことが書いてあると、江南市はやっぱり受けるつもりなんじゃないのかという気になっちゃうわけですよ。だって江南市の方向性ですから、江南市の立場なもんだから、病院側はどんどん高度な医療機器に更新をしていきたいというのは当然のことなわけですけど、ただこの建設費補助事業を決めたときに、もうこれが最後ですよと。

その前はずうっと1億円以上の医療機器を購入するような場合には一定額を補助するというのをやってきたわけですけども、厚生病院をつくるに当たって、江南市としてはこれがもういっぱいいっぱいですよということで話が済んでいると思うんです。だから、今のような話が、要請があって要望書が出てくるとしても、これはやっぱり原点に立ち返ってきちんとした対応をしていただきたいと。

これは担当の課長ではなくて、市長とか副市長が腹を決めていただかなきゃならないことでもありますので、ぜひそのようにしていただきたいと思いますけど、部長、いかがでしょうか。

- 健康福祉部長 ただいま課長からも答弁がありましたように、要望が来たのは間違いございません。

そうした中、建設費の補助のかわりになるのか、同時になるのかとかそういうことではなく、単なるそうしたことで、要望に対しても確かに江南市の市民病院的な位置づけであることは間違いございませんので、市民の方が要望されて、そういう早期発見につながるようなものがあればいいことは間違いございません。

そういうことを踏まえまして、やるとかやらないということではなく、そう

したことで第3次救急の場所でもありますし、今後いろんなことをまたやっていただく内容の病院でもございますので、いろんなことを踏まえまして、また今後検討してまいりたいということで考えておりますのでお願いいたします。

○森委員　　今の答弁だと、どうも受け入れる、そういう気持ちで、強く要請があれば、言葉は悪いけど押し切られる可能性があるで、きちんと対応していただきたいということでもあります。

○鈴木委員　　決算書の229ページ、成果報告書の189ページの健康管理事業の中のがん検診について、ちょっとお尋ねしておきたいんです。結構これ大事な部分で、国民病でございますので、あすは我が身かということもございませぬんですから。

見るとびっくりしたのは、がん検診等健康診査委託料、これは1億3,910万881円ということで、これほど費用をかけてこれからせないかん大事な事業だというふうに本当に認識するんですが、成果報告書の平成26年度から3年間の受診率の推移があるんですが、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん、前立腺がんということで、重立ったがんの検診の人数が書いてあるんですが、受診者がその割には余り伸びていないなというか、逆に物によって減ってきていると。

これについて、どのように分析されているのか。これからがん検診を上げないかんということも含めてどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いをしたいんですが。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　こちらにつきまして、実績はあくまでも市のがん検診の受診でありまして、保険者が行います人間ドックなどの受診者の実績というのは含んでおりません。

ただそういった中で、今委員から御指摘がございました、物によっては落ちているというようなところにつきましては、これとって明確な理由というのは把握はしておりませんが、平成28年度から後期高齢者医療で人間ドックが始まりまして、そちらのほうを受診している関係で、こちらの市のがん検診が減ったというところも一因であるとは推測をしております。

いずれにいたしましても、今委員がおっしゃられましたように、がん検診

というのは早期発見が非常に大切なものでございますので、今後も広報だとかホームページだとか、そういったところ、見せ方の工夫などもいたしましてPRを図らせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○鈴木委員 伺いまして、人間ドックのほうで回ったから、その分が減ったんじゃないかということですが、人間ドックというのは絶対数限られた数ですのでどうかなと思うんですけど、本当にこれ、細かいことは言いませんけど、胃がん検診でいっても平成27年度が4,307人が平成28年度は3,862人ということで、微減ではなしに激減していますので、何かこのあたりの理由を分析していただいて、ここでどうのこうのということは申し上げませんが、上げないかんとところがこうなってくると、それなりにいい面ではほかのところできていると。要するに、ほかのところできているから国保の部分でのがん検診率は落ちましたよということであればいいんですけども、その辺のところをしっかりと原因をつかんでいただいて、総体的に江南市民ががんに対してきちっと検診の対応をしている方法があるというふうに見えるような、また足りなければそういう施策を、啓蒙は大事ですけども、何か有効な施策、これは医師会等も一遍相談していただきまして、一度こういった数字というものをもう一度しっかりと分析していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森委員 同じようなことなんですけど、成果報告書の192ページで予防接種ですけど、特に高齢者のインフルエンザと肺炎球菌の接種が非常に低いんですよね。50%台ですので、このインフルエンザの予防接種も本当にこれを受けるとによってインフルエンザの蔓延を防ぐことができますし、肺炎球菌もとにかく死亡につながる大きな病気というか肺炎ですので、これは本当に広めていただきたいと思いますと思うんです。

その辺のところ、少しPRですとか進め方について、どういうふうな取り組みをされているか教えていただきたいと思いますけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの高齢者のインフルエンザだとか高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種というのは、不定期の接種ではございますけれども、自己負担金というのをいただいておりますような状況でございます。

そういった中で、対象者には予診書をお送りさせていただいております。また、現在までも広報だとかホームページで周知のほうはさせていただいておりますので、よりそちらのほうを強化してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○森委員 肺炎球菌は、生涯に1回この制度が利用できるんですよね。だから、70歳で見過ごしてきた、できなかったといった場合は、今度は75歳まで待たないといけないということになるんですよね。その辺はどうなるんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 委員おっしゃられましたように、高齢者用の肺炎球菌ですけれども、65歳からの5歳ごとの節目の方が接種をしていただいておりますということなんです。

委員おっしゃられましたように、この5年の節目を逃しますと、ちょうど成果報告書のほうの任意の予防接種ということで、こちらのほうに移りますけれども、これはおっしゃられましたように75歳以上の方が対象となっております。現状65歳から75歳に至るまでの方には特に市の助成等もなく任意での接種という状況でございます。

○森委員 この75歳以上の方については任意の予防接種で、例えば76歳、77歳で打っても同じような助成で受けられるということでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 ただし助成金額が違っておまして、こちらの定期の節目の方には自己負担金2,000円で、任意のほうには自己負担金が4,000円ということになって、2,000円の差がございます。

○森委員 こういう方が見えてね。まだこの制度が始まる前に、65歳ぐらいのときにそれこそ自分の費用で接種したと。自分がもう70歳になって、この案内が届いたので、受けようとしたら受けられなかったというんですけど、これはもう必要ないということなのか、どういうことなのでしょうね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 国のほうは、現時点で1回の接種で効果があるということを言っておりますから、市といたしましても国の考えに基づいて1回の接種ということで考えております。

○森委員 わかりました。

もう一点、233ページで、この間行政事業レビュー、あれを聞きに行った

らたまたまこの問題がされていて、ちょっと結論というか、それを一つの参考にして最終的に決められるんだと思うんですけど、動物保護・管理事業の犬・猫避妊等手術費補助金です。

飼い猫、飼い犬、その避妊手術、それから野良の避妊手術といろいろあるんですけども、何か全体でやめようというような結論だったような気がするんですけど、どうなんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　現在、犬の避妊にあっては昨年度の実績といたしまして59頭、去勢にあっては80頭、猫にあっては避妊が141匹、去勢が140匹という実績がございます。

全てこれは条件といたしましては、飼い犬、飼い猫ということでやっておりまして、野良猫については現時点では補助の制度はございません。

行政事業レビューにおいての皆さんの意見というのは、飼い犬、飼い猫の補助というのはもう廃止していいんじゃないかと。ただし、今苦情ということで野良猫の苦情が多いというところで、その野良猫対策のほうへ力を入れてはどうだというような方向性だったと認識しております。

それにつきましては、市の幹部会議において、そういった行政事業レビューの意見を踏まえて、これから方向性について決定がされるものというふうに認識しております。

○委員長　　他に質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようですので、これで健康づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 45 分　　休　憩

午後 2 時 58 分　　開　議

○委員長　　それでは、少し早く集まっていただきましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長　　保険年金課に関する決算項目について説明を申し上げます。

最初に、歳入でございます。

決算書の78ページ、79ページをお願いいたします。

上段でございます13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金でございます。

1枚はねていただきまして、80ページ、81ページの下段でございます13款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の基礎年金等事務費委託金初め2項目でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

下段の14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金初め2項目でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

中段の14款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金初め6項目と、その下にございます2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金初め4項目でございます。

はねていただきまして、94ページ、95ページをお願いいたします。

中段でございます14款5項2目雑入、5節医療費付加給付徴収金の障害者医療高額療養費徴収金を初め9項目でございます。

はねていただきまして、96ページ、97ページの下段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、12節雑入のうち、保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費初め2項目でございます。

少し飛んでいただきまして、100ページ、101ページの中段やや上をお願いいたします。

19款5項3目過年度収入、1節過年度収入のうち、保険年金課所管の平成27年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。

続きまして歳出でございます。

190ページ、191ページをお願いいたします。

下段、3款1項3目社会保障費の人件費等から、196ページ、197ページ中段の年金推進事業までの14事業でございます。

次に220ページ、221ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項2目医療助成費の備考欄にございます福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業の2事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員 成果報告書で後期高齢者医療の特別会計のほうなのか、こちらで聞くことなのかということがちょっとわからないところがあるんですけど、後期高齢者医療の人間ドックはこちらの保険年金課の事業ということでしょうか。

今回、これがたしか平成28年度からということになったというふうに思うんですけども……。

○委員長 205ページですね、成果報告書の。

○森委員 はい、成果報告書の205ページです。

実際の個人負担が6,400円で、脳ドックが1万2,000円ということで、金額的にはかなりの金額を本人も負担しなきゃいけないということになって、実績値を見ると192人なんですね。実際、75歳以上の方というのは何人見えますか。かなり低いように思うもんですから。

○保険年金課長 平成28年度、年度末の数字でございますけれども、被保険者は1万3,203人でございます。

○森委員 執行率を見ても41.5%ということですから、最初に期待をしたよりはなかなか受ける方が少ないということになるかと思うんですけども、このPRですとか、その辺はどういうふうにされたんでしょう。

○保険年金課長 もともと予算で組みました500人でございますけれども、募集の500人につきましては全額補助が出るということが見込まれるということから、反響が大きくても応えられる十分な数字を見込んだものでございます。

○森委員 全額補助とはどういう。

○保険年金課長 市の助成額でございますけれども、この分が広域連合のほうから全額補助が見込まれるということで、数字にしても募集の人数を十分応えられるように大きく500人としたものでございます。



PRにつきましては、広報ですとかホームページを使ってPRさせていただきます。

○森委員　　なかなかホームページを見ていただくという人たちは少ないので、やっぱり病院などを通じてお知らせしていくということが大事かなというふうに思います。

ちなみに、ことはもうちょっとふえていますか。まだ途中ですけど。

○保険年金課長　　ことしでございますけれども、申込者数という数字で申し上げますと、人間ドックのほうは追加募集も含めまして206人の申し込みがございました。ただ、申込者数でいいますと昨年度も追加募集まで含めまして203人でしたので、ほぼ横ばいということでございます。

○森委員　　やっぱりあれですか。個人負担の分というのが結構重いんですかね。そんなことはない。

○保険年金課長　　個人負担の分というよりも、個人負担のほうは県内の実施している状況を見まして設定いたしましたものですから、ほぼ平均の金額だというふうに考えておりますけれども、それよりは被保険者の方々の意欲とか意思といいますか、希望者がそれだけだったという形だと思います。

○森委員　　あと子ども医療費助成事業でありますけれども、決算書が221ページ、成果報告書は202ページですね。

平成28年度から中学3年生までの医療費の全額補助ということになりました。それで、実績もここに計数としては出ているんですけども、1人当たりの子供の医療費というのは、実際にはこれ受診件数はここに出ているので、未就学児などは21.2%ですけども、中学生になると10.4%ということで、年齢が上がれば下がってくると、これはやっぱり予測どおりだったなというふうに思うんですけども、医療費というのはわかりますか。

○保険年金課長　　医療費でございますけれども、1人当たりの医療費助成額でいいますと3万6,423円でございます。

○森委員　　比較ができますか、平成27年度との。

○保険年金課長　　平成27年度の1人当たりの助成額でございますけれども、3万32円でございます。

○森委員　　実際には、平成27年度の時点では中学生の通院などが入っていない

いもんですから、むしろ平成27年度のほうが低いかなあとと思って。1人当たりですね。全体の医療費はここにあるように、小さい字でわからないんですけど、8,000万円ぐらいふえているんですかね。ふえていますけれども、1人当たりでいくとと思ったんですけど、わかりました。

今後の課題の中で、一部負担がなくなったことにより医療費が増大することが予測されるということがあるので、実際にそうなんだろうかということではちょっと見てみたかったわけですけど、実際の決算額でいけば、予測していたよりもこれは4,000万円ぐらい低い。ただ、それはそのときの病気の流行やら、そういうこともあるので単純に比較はできませんけれども、そういう意味では伸びは抑えられてきているのかなあとと思います。

あともう一つ気になるのが、県が所得制限を加えるということを言っているもんですから、ぜひ県に対しては引き続き所得制限なし、むしろ助成の拡大を求めていかなきゃいけないと思います。今は就学前までしか県は出していないので、これを小学生までとか、県下一斉に中学生まで来ているわけですので、中学生まで拡大しろと、こういう声を上げていく必要があるので、この所得制限の導入ということについて注意は払うんだけど、それに同調するというののないようにお願いをしていきたいと思います。

○委員長　ほか、質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて教育委員会事務局教育課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長兼少年センター所長　一般会計歳入歳出決算認定のうち、教育課の所管について該当ページを説明させていただきます。

歳入といたしまして、74ページをお願いいたします。

74ページ中段、12款1項7目教育使用料、1節小学校使用料、2節中学校使用料、4節保健体育使用料は、小・中学校及び給食センターの目的外使用料でございます。

80ページをお願いいたします。

80ページ中段、13款2項4目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金は、

幼稚園就園奨励費補助金、2節小学校費補助金は、防音事業関連維持費補助金ほか4項目、3節中学校費補助金は、防音事業関連維持費補助金ほか4項目でございます。

続いて、86ページをお願いいたします。

86ページ上段、14款2項6目教育費県補助金、1節教育総務費補助金は、放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

88ページをお願いいたします。

88ページ上段、14款3項6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、キャリアスクールプロジェクト事業委託金ほか1項目でございます。

続いて、90ページをお願いいたします。

90ページ上段、15款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金は、江南市教育文化振興基金利子でございます。

同じページ、下段でございます。

16款1項3目教育費寄附金、2節教育総務費寄附金は、寄附金でございます。

92ページ上段をお願いいたします。

17款2項1目基金繰入金、1節基金繰入金は、江南市ふるさと応援事業基金繰入金ほか1項目でございます。

続いて、94ページをお願いいたします。

94ページ下段、19款5項2目雑入、10節学校給食センター給食費徴収金は、学校給食の徴収金でございます。

98ページをお願いいたします。

98ページ下段でございます。

19款5項2目雑入、12節雑入は、中学生海外研修派遣事業費負担金ほか3項目でございます。

続いて、歳出について御説明をさせていただきますので、少し飛んでいただきます。

318ページをお願いいたします。

上段から、教育費でございます。

318ページ上段から、10款1項1目教育支援費でございます。

また少し飛んでいただきまして、322ページをお願いいたします。

322ページ下段から、10款1項2目教育環境費でございます。

そして、また少し飛んでいただきます。

330ページをお願いいたします。

330ページ上段から、10款2項1目小学校費でございます。

そして、続いて338ページをお願いいたします。

338ページ中段から、10款3項1目中学校費でございます。

今度は大きく飛びまして、372ページをお願いいたします。

372ページ上段から、10款5項2目学校給食費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森委員　歳入のほうから伺います。

1つは給食費ですけれども、1,805万9,237円の収入未済額があって、給食費については不納欠損がありません。まず現年度分と過年度分とで分けて御説明いただきたいと思います。

○教育課長兼少年センター所長　平成28年度の給食費の収入率でよろしいでしょうか。

○森委員　はい。

○教育課長兼少年センター所長　収入率でございます。

平成28年度の現年度分収入率は99.7%でございます。滞納繰越分、過年度分でございますが、収入率は6.2%でございます。

○森委員　それでその0.3%分、要するに1,805万9,237円のうち現年度分と過年度分はどうなりますか。

○教育課長兼少年センター所長　現年度分につきましては128万277円、過年度分につきましては1,677万8,960円です。

○森委員　まずは現年度分を集めないかんですけれど、もう既にこの8月までに入ってきていますよね、幾らか。

○教育課長兼少年センター所長　平成29年度の現年度分ですか。

○森委員　平成28年度分を平成29年に入って徴収してきていると思うんです

けど。

- 教育課長兼少年センター所長　　少し確認させていただきまして、報告させていただきます。
- 森委員　　問題は過年度分の1,677万円ですね。これですけど、それこそもう10年ぐらい前からあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなっているのか。何年前からのがありますか。
- 教育課長兼少年センター所長　　一番古い滞納繰越分の年度は、平成11年度からのものがございます。
- 森委員　　さっき保育料ですとか、そっちのほうでは一定の整理ができたんですけど、給食費については、今平成29年度だから、18年ですから本人も成人してしまっているわけなんで、これをずうっと抱え込むのか一定のところで整理するのかということになると思うんですけど、もちろんそれで何年待てばチャラになるわということできるとまずいんだけど、でもやっぱりある程度のところで整理をしていかないと、ずうっとこの数字が重なっていつてしまうんで、その辺の考え方は一遍整理したほうがいいかと思うんですけど。
- 教育部長　　こちらの学校給食費、私債権ということで税とは異なりまして一定のルールがないということで、ですがほかの市の額と一度調整を図りながら今検討しているところでございますので、その方針が決まりましたらまた御相談申し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。
- 森委員　　ぜひそれはやっていただきたいのと、もう一つは、これはちょっと議案質疑を聞いていて意外と思ったんですけど、就学援助、児童手当については本人の了解で、給食費と学校費ですよ。就学援助なんていうのは大半が学校へ納めるお金でしょう。だから、それについては本人というか親の了解のもとに全部入るようにしたらいいと思うんだけど、今就学援助を受けている人のうち、何人その了解をとってやっているんですか。何かちょっとあったような気がする。
- 委員長　　これは私が言うのも何ですけど、要保護と準要保護の話ですよ。要保護のほうは給食費を払わなくてもいいですけど、準要保護のほうは一旦給食費を払って、払った金額に対して後から戻ってくるというふうなので、

そこが一番の、多分支払いの問題じゃないかなと私は思うんです。

- 教育長 就学援助費につきましては、申請をしていただくときの届け出用紙ですね。口座振替のところの用紙の中には、滞納が続いた場合については学校口座にさせていただきますという一文が入っております。したがって、それをもとにそういう切りかえをしていただいているということであり、それはけれども、基本的には、強制的にやればできるんでしょうけれども、御本人の了解もいただいて。

例えば、二、三カ月滞納します。ちょっとおくれて入ります。そうすると、入るかなあということで、そこで学校口座はやめてまた同じような形、そういう繰り返しもないわけじゃありませんので、状況を見ながら、実際のところをいいますと、家庭と学校が少し相談をしていただいて学校口座にしているのと、そういう現状はございます。

前回の議案質疑の中でも、実際に払っていない家庭の41世帯、平成28年度はありましたが、そのうちの準要保護の家庭が41世帯あって、滞納世帯が22世帯あるというようなことを答弁させていただいたような気がしますが、実際、今のように全部が学校口座になれば、その現年度分につきましては引き落としができるということであり、先ほど言ったように、年度の途中まで払っていたというようなことがあって、世帯数とあれが一致しないということについてはお許しをいただきたいというふうに思っています。

- 森委員 ですので、ぜひそれを積極的にやっていただきたいのと、もう一つは児童手当の関係ですよね。

児童手当のほうも、そういうことで本人の了解をもらって学校の口座のほうへ回すという、その取り組みをすれば、本人にとってもずうっと楽になると思うんですよ。払わなきゃいけないのに、ほかへ回しちゃうということは不本意ながらあるわけで、それがなくなるということになれば大きいと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

- 委員長 今のは要望でよろしいですね。

その他質疑はありませんか。

- 森委員 特別支援学級等支援職員配置事業ということで、これは一般質問

でもお願いをしたんですけど、決算書の319ページで特別支援学級等支援職員賃金ということで1,888万円あります。

この支援職員の方の賃金の支給の決まり、どういう基準で賃金を支払って見えるのか。

○教育課長兼少年センター所長 特別支援学校等支援職員の賃金体系でございしますが、時間給としまして1,000円でございます。1日当たり5時間、これが学校がある日でございしますが大体195日前後ぐらいかと思えます。これが現在19名、小・中学校合わせて配置されております。

○森委員 これは、ふやしていく基準というのは各学校から要望があって、来年の学級編制の中ではこれだけの支援学級ができると。そうしたら、それに対して何人と、そういうふうにはならなくて、今いるこのメンバーの中で、言葉は悪いけれども、人の配置をやりくりするということになるんですかね。

○教育課管理指導主事 今のところ、やっぱり予算が決まっているものから、19人の枠の中で学校の特別支援学級の子供たちの事情を踏まえて配置しているというのが現状です。

ただ、学校のほうからは毎年要望を聞いておりまして、何人配置が欲しいという要望がありますので、それを踏まえて予算のほうで要求をかけていくという形をとっております。以上です。

○森委員 やっぱり最低限1人はあれすると。後は入学なり進級するなりするんですけど、その子供の数によって加配するとか、そういうふうにしていかないと先生は大変だろうなあというふうに関心するんですよ。

だからぜひ、来年度の話ですけどお願いをしたいというふうに思います。

○教育長 質問でもいただきましたので、私といたしましては、学校の要望もございしますので、経常経費を精査しながら予算を生み出して何とか支援の増員については来年度に向けて考えていきたいなというふうに思っております。

免許が要らないということもございしますし、それからそういう公募をかけてもたくさんの方が来ていただけるという状況がございしますので、できるだけ学校の負担にならない形で予算化できたらいいなというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○森委員 327ページの適応指導教室「Y o u・輝」の関係ですけど、今何人の方が通ってきていて、そして職員体制というのは、この決算で見る限りこんな少なかったかなあと見ていたんですけど、室長は1人、指導員の方が何人でやっているんですか。

○教育課長兼少年センター所長 「Y o u・輝」に通ってきました児童・生徒数でございますけど、今現在はちょっと申しわけありません、わかりませんが、平成28年度の状況で説明をさせていただきますが、通われている4月から3月までですが、時期によって人数はばらつきはございますけれど、トータルで延べ23人の児童・生徒が通っておりました。

そして、適応指導教室の職員の体制でございますが、適応指導教室の室長が1人、そして指導員が4人でございます。4人のうち1人は半日の勤務でございます。計5人でございます。

○森委員 4人でこの金額ですからかなり低いというか、そういうことでやっておっていただくんだなあと、室長も含めてですね、思いました。

やっぱり元教員の方とかいうのが多いんですかね。

○教育課長兼少年センター所長 全員の方まではちょっと承知しておりませんが、室長の方は元教員の方でございました。

○森委員 それともう一点、メンタルフレンドだとかカウンセラーも本当に少ないんですけど、カウンセラーの方というのはどういう間隔で来ていただけるんですか。

○教育課長兼少年センター所長 専任カウンセラーの方が来ていただくのは、年間17回でございます。月1回から2回、1回るときもあれば2回るときもあるということでございます。

○森委員 そういう場合は、本人もですし、親たちもその相談に乗っていただけるんでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長 相談は保護者もできますし、子供だけのときもございますし、親だけのときもございます。

○森委員 それで問題は、「Y o u・輝」の居場所が、体育会館が今度なくなってしまうということで、その転居先が西分庁舎というようなこともちょっと聞いたんですけども、西分庁舎では運動ができないんじゃないかと。



非常に狭いし、その辺のところはどういうふうに考えてみえるのでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長　　以前、議場で答弁をしたことがあったかと思いますが、可能な限り消防庁舎の2階のトレーニング室をお借りすることができればお借りする。また、体育館はちょっと遠いですが、市役所の公用車を使って競技場をあいしている時間があれば借りていくことができたならなあというふうに思っております。

○森委員　　もう一点、これは昨年も教育長とも話したと思うんですけど、75ページの目的外使用料、駐車場ですけど、約900万円の駐車場料金が入ってきています。これについては、この間が何も検討されなかったのでしょうか。もうそろそろやめたらどうだということで申し上げたと思うんですけど。

○教育部長　　学校側といいますか、学校の職員のほうからもそういった要望はいただいております、財政当局とよく協議はしてきまして、今でもしております。以上です。

○森委員　　とにかく江南市と扶桑町だけというわけですから、もうちょっと、市長もかわったことだし、いかげんにやめたというか、結論を出したほうがいいと思います。お願いします。

○委員長　　要望でよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○教育課長兼少年センター所長　　先ほどの給食の未収金に関する御質問でございました。平成28年度分の平成29年度になってから収入した金額の件でございました。

小学校につきましてはゼロ円でございました。中学校につきましては13万5,000円、現在までに徴収ができております。

○森委員　　もうちょっと頑張って、小学校ゼロというのがちょっと大丈夫かなあと思います。

○委員長　　こちらのほうも要望という形で、よろしく申し上げます。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審

査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長　それでは、生涯学習課所管のまず歳入につきまして御説明させていただきます。

決算書の72ページ、73ページの下段をお願いいたします。

12款1項5目土木使用料、3節都市計画使用料でございます。

1枚はねていただきまして、75ページ備考欄の最上段、生涯学習課分は、江南緑地公園テニスコート使用料初め4項目でございます。

次に、同じページの中段をお願いいたします。

12款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料は、公民館使用料初め11項目でございます。

次に、その下の項目をお願いいたします。4節保健体育使用料の生涯学習課分は、市民体育会館使用料初め12項目でございます。

次に80ページ、81ページの中段をお願いいたします。

13款2項4目教育費国庫補助金、4節保健体育費補助金の防衛施設周辺対策事業補助金でございます。

次に86ページ、87ページの中段やや上をお願いいたします。

14款2項6目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

次に88ページ、89ページ下段をお願いいたします。

15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。生涯学習課分は、図書館自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、その下の項目をお願いいたします。

2目利子及び配当金。

1枚はねていただきまして、90ページ、91ページ最上段をお願いいたします。1節利子及び配当金でございます。生涯学習課分は、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

次に、同じページの下段をお願いいたします。

17款1項1目特別会計繰入金、1節特別会計繰入金の生涯学習課分は、横田教育文化事業特別会計繰入金でございます。

次に、その下の項目をお願いいたします。

2 項 1 目基金繰入金、1 節基金繰入金。

1 枚はねていただきまして、93ページ、備考欄、生涯学習課分は、江南市教育文化振興基金繰入金初め2項目でございます。

次に94ページ、95ページの上段をお願いいたします。

19款5項2目雑入、最下段11節電話料収入、生涯学習課分は、電話使用料（公民館）でございます。

1 枚はねていただきまして、96ページ、97ページの最上段をお願いいたします。12節雑入でございます。

1 枚はねていただきまして、99ページの備考欄の下段、生涯学習課分は、国民文化祭・あいち2016市町村事業費助成金初め12項目でございます。

次に100ページ、101ページの中段をお願いいたします。

20款1項4目教育債、1節保健体育債の新体育館建設事業債でございます。歳入は以上でございます。

続きまして、生涯学習課所管の歳出でございます。

292ページ、293ページをお願いいたします。

8 款 4 項 4 目都市公園テニスコート費でございます。

少しページが飛びますが、348ページ、349ページの中段をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費でございます。

356ページ、357ページまででございます。

次に、1枚はねていただきまして、358ページ、359ページから、10款4項2目文化交流費でございます。

362ページ、363ページの中段やや下まででございます。

次に同じページの中段やや下から、10款5項1目体育費でございます。

370ページ、371ページまででございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

○森委員　図書館の事業なんですけど、決算書でいくと357ページなんです

が、指定管理になっているものだから、成果報告書には何も出てこないんだよね、図書館の事業というのは。

実際にはいろいろな活動がされているし、その中の一番根幹になる図書の購入だとか蔵書数だとか、貸し出しになると指定管理の話になる。そういうものについては市の事業としてね。だけど、ここには何も出てこないものだから、やっぱり江南市の図書館、何も無いのかなということになってしまうので、文化会館やすいとぴあ江南ありませんけれども、特に図書館については、だから指定管理じゃないほうがいいのかなあという逆な言い方もあるんですけど、何か成果報告書の中に反映できるようなことというのは考えられないんですかね。

- 生涯学習課長 成果報告書の284ページを見ていただきますと、成果の状況といたしまして1人当たりの図書貸出点数、ここは一応載っておることは載っております。

ただ生涯学習課はいろいろ事業が多いものですから、なかなか全ての事業を載せるということが難しいものですから、図書館に関してはこの貸し出しのところをちょっと載せておるといふようなところでございます。

- 森委員 毎回伺うんですけど、357ページの図書整備事業ということで1,168万円で、実際備品購入費として図書の購入費ということになると756万円ですね。児童用図書は種別でいくと消耗品扱いなんですけど、それを合わせてもようやく1,000万円という状況です。

10万人の都市で実際に図書の購入費は、前回も伺いましたけど、たしか県下で一番低いんじゃないかなあと思うんですけど、その辺の自覚というか認識というかをお持ちでしょうか。

- 生涯学習課長 図書購入費につきましては、基本的には厳しい財政状況の中、シーリング等もかかっている中で前年並みを維持しております。

また、児童用図書につきましては消耗が激しいというようなこともございますので、毎年数万円程度は上乘せして予算編成のほうをしておりますので、よろしく願いいたします。

- 森委員 例えば、近隣の市町の図書の購入費というのはどのくらいかつかんで見えますか。

○生涯学習課長　　今ここではちょっとつかんではおりません。済みません。

○森委員　　扶桑町なんかよりも江南市のほうがたしか低いんですよ。

図書館そのものは古かったりあっても、そこに魅力があれば皆さん行かれるわけなので、そういう点でも図書の購入費を引き上げていくということについてはぜひ頑張っていたきたいなあと思います。

それからもう一点は、図書館に関してですけど、新図書館の基金の積み立てはやっているんですけども、基本計画をつくるということで、たしか市長もそういう答弁をされていたかと思うんですけど、実際にはその計画というか、基本計画の策定というところには具体的にもう着手するんですか。

○教育部長　　これからの江南市の図書館、図書行政といいますか、そういったものをどうしていくかという基本計画を来年度策定できるように、今検討しているところでございまして、先ほどの蔵書の問題につきましても、やはりどうしても図書の購入費ですね。蔵書数が今限られて、どうしても新しい本が買えないということもございますので、それでこれから江南市の図書館をどういった図書館にしていくかというのを、基本計画を立てる中で購入費のほうもそれに比例していくんではないかと考えておりますのでお願いいたします。

○森委員　　来年、そういうことで動き始めるということであれば、実際に図書についてはかかわっている人たちがたくさん見えるので、ぜひそういう人たちの意見を聞いてやっていただきたいなあと思います。

それから、これは女性団体からの要望事項でありました文化会館のトイレのひっかけるフックは具体的に進んだんでしょうか。今検討中という話でありましたけど。

○生涯学習課長　　以前、森議員からお話をいただきまして、現在検討中のございます。

トイレのフックにつきましては、トイレ内が狭く、取り付け位置によっては乳児を座らせる椅子もあることから、ひっかけるなど危険が伴うことや、また取り付けには荷物の重さの関係で補強が必要となることから費用もかかり、また一度取りつきますと取り外しも難しくなることから慎重に検討を行っているところでございます。

そうした中、現時点では一部トイレで試験的に延長器具、S字のものをひっかけて試験的に設置をしております。

また、フックではなく荷物置き、ラックを設置できないか検討しておるところでございます。ただし、この荷物置きにつきましても、トイレ内が狭く、それに見合うものがあるかどうか今探しているところでございます。もしそういうものがあれば、そちらのほうで対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○森委員　私もそのほうがいいと思います。トイレの隅っこのところに置いてもらえばいいので、ひっかけるやつだと、演劇なんかに行ってもらうパンフレットだとか、ああいうのは置く場所がないもんだから、そのほうがかえっていいんじゃないかなあと思っています。

それから、365ページにスポーツ大会等選手派遣補助事業というのがあるんですけど、39万4,000円、スポーツレクリエーションフェスティバル県大会等選手派遣補助金とあるんですけど、具体的にはどういうところに派遣された人にどれぐらいの補助金が出ているんでしょうか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　スポーツレクリエーションフェスティバル県大会等の選手派遣補助費でございますけれど、こちらは愛知スポーツ・レクリエーションフェスティバルといいまして、西尾張地区大会、またその上位の県大会などがございまして、西尾張地区大会に関しますと参加者138人ということで支出をしております。

それともう一個、県大会のほうでございますけれど、こちらは71人の参加がございましたので、こちらに対する選手の派遣補助金ということで支出をしております。

○森委員　この金額、39万4,000円全額が今の138人と71人のこれに使われたということですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　そうです。

こちら選手派遣補助金39万4,000円になりますけれど、先ほど申しました人数のほかに全日本バウンドテニス大会にも3人の方、支出をしております。あと全国青年体育大会、バレーボールでございますけれど、こちらにも1人1,000円ということで4万5,000円。

1人1,000円ということで支出をしてございまして、全部トータルしますと394人となりまして、掛ける1,000円ということで39万4,000円になるわけでございます。

○森委員 わかりました。

こういう全国大会だとか、そういうところへ行くのに交通費などがかなりかかるので、ここの部分をもっと引き上げてくれないかということがあって、それともう一つは、特に全国大会なんかに行くことになると家族の応援とかそういうこともあるので、そういう部分で特に、県大会なんかについてはこの基準でいいと思うんですけど、全国大会などに派遣というふうなことになったらもう少し引き上げてもらえないかという話がありまして、どうなのかなあと。

それで、他市の状況なんかはつかんでみえますか。余りないですか。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 それぞれ他市町で状況はまちまちでございまして、今ちょっと資料は持ち合わせておりませんが、それぞれ市からの全国大会等の補助金でありますとか、あるいは体育協会からそういった全国大会への補助金とか選手派遣補助金という形で支出している他市町村がございまして。

江南市においては、今のところそういったものがございませんでして、よく選手とかあるいは生徒、全国大会へ行かれる方がございまして、表敬訪問の折に秘書政策課のほうから激励金という形で、若干ではございますがお渡しをしている現状でございます。

○森委員 それも聞いたんですけど、かなりささやかな状況なもんですから、交通費の足しにはとてもならないなということで、甲子園へ行くなんていうことになると、高校なんかはばあっと寄附を集めてやるわけですけど、なかなかそういうわけにもいかないから、その辺のところはどうなのかなあと。もう少し支援をしていくという点でもどうかなあとと思って言いました。

それと、今度新体育館ができるということで、いろいろ大変な金額を投入しているわけですけども、その関係でスポーツ振興条例なり振興計画なり、そういうものがなしでただ建物をつくって、新しくなってよかったということではいかんと思うんですけど、その辺の計画が進んでいるのかどうかお聞

きしておきたいと思います。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　以前、森委員からも御要望がございまして、兵庫県赤穂市などでは立派なスポーツ振興計画があるということも承知をしておりまして、今新しい体育館建設ということで、オープンすると、それに見合ったような計画ということで、いろいろこれから策定に向けて調査し、できるだけ早くの時期に新しい江南市版のスポーツ振興計画というものを考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森委員　　ぜひ、新しくなってよかったというだけではない、そこを基本にした本当に市民みんながスポーツに親しめる、そういう機運をつくり上げていくためにも、そういう計画をきちんと決めて、それに沿ってやっていくことが大事だと思いますのでお願いします。

○河合委員　　確認ですけど、新体育館は来年5月からですよ。旧体育館は4月いっぱい使えますかね。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　後ほど、委員協議会のほうでまた体育館の利用休止日等を御説明させていただいておりますけれど、今現在、4月1日から4月30日まで、新体育館の開館準備ということで体育館の競技場、会議室、トレーニング室等につきましては休館という形をお願いをしたいと考えておりまして、よろしく願いいたします。

○鈴木委員　　まず363ページの下段の各種スポーツ大会開催事業ということですね。それから成果報告書でいうと286ページも関連しますので、それでお聞きしたいんですが、コミュニティ・スポーツ祭については本当に皆さん体育委員を中心に毎年毎年各地域でやっていただいております。

今までもちょっと感じたところがあって、マンネリ化しているんじゃないかな。地域によってはちょっと考えてくれよという声も出てきていますもんですから、ただこれ10校区でやられるんですよ。ですから、地域によっては本当に盛り上がっている、地域の運動会みたいな格好でありますので、相当地域でばらつきがあるんじゃないかなと、その取り組みの内容、中身、盛り上がり。そのところを含めて当局はどのように考えておられるか、まず聞かさせてもらいたいんですが。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長　　コミュニティ・スポーツ祭に関してでご



ざいますけれど、御存じのように今小学校区10校下でコミュニティ・スポーツ祭を実施しております、先ほどマンネリ化しているんじゃないかという御意見がございましたが、実際平成29年度からは少し見直しを図らせていただいて、それぞれ運動会形式で行ってみえる地区もありますし、また軽スポーツを中心にやってみえる地区もございますが、この平成29年度からは少し見直しをした形で、予算額も少し減らした形で運営をお願いしているところでございます。

確かに運動会形式で行っている地区、軽スポーツでやっている地区、それぞれ内容が異なるわけではございますけれど、それぞれ各小学校区の地区で趣向を凝らしたコミュニティ・スポーツ祭ということでございますので、昨年見直した形で、ことしもコミュニティ・スポーツ祭が3つ終わったわけではございますけれど、それぞれ参加人数もふえているような形でございますので、引き続きこのような形で進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員 伺いまして、一定のそういう改善に向けてするということではないんですけれども、なかなかそうじゃない場合もありますので、これはあくまで参考なんですけど、場合によったら昔やっておったような、今はグラウンドがないでいけませんけれども、どこか広い単位でやってもいいんじゃないかなあという感じもしますので、それはまた後日の話にしますけれども、してもらえればなあと思っております。

きょうは聞きませんが、各地域によって、一応これ人数を見ると総参加数6,560人ということですね。これを見て結構多くの市民が思っている以上に参加されているなという反面、本当にこれが10等分に各650人ぐらいずつ参加されておればそれはいいです。これはやっぱりでこぼこが相当あるんじゃないかな。さっき言った運動会形式だとか軽スポーツとかいうことも含めてですね。こういった数だけが先走ってはいけませんけれども、やっぱり数多くの人に参加してもらおうということを考えると、そういうあり方も考えてもらえればなあというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと今度は質問、わからんもんですから。前聞いたような気もするんですが、359ページの市民文化会館管理運営事業の中でのネットワーク監視カメ

ラ設備機器というの、これ設置するよと何か防犯上のことは聞いたんですが、多分記憶にあれば、予算のときに。これの運営状況と、ネットワークというのがついていますので、どのようなことでのネットワークか、ちょっと確認の意味で教えてください。

○生涯学習課長　こちらは繰越明許費となった事業でございまして、平成27年に大ホールのカメラが故障したことによりまして、アナログ形式からデジタル形式の一括の機器の更新が必要となったというものでございます。

なお、機器の内容につきましては、カメラが大ホール、小ホール、ロビーなどカメラが8台、モニターが大ホール楽屋や事務室など13台、あとレコーダーが1台となっております。防犯上の意味もございしますが、楽屋とかあらゆるところで確認するというような意味もございします。

○鈴木委員　わかりました。

それは事務所かどこかで、一括でモニタールームみたいなのがあるんですか。

○生涯学習課長　モニターは、当然事務所には大きい全部見れるのがありますし、例えば大ホールの楽屋では大ホールがどのような進行になっておるか確認するというようなモニターになっております。

○鈴木委員　わかりました。

○森委員　363ページの世界平和・国際協力推進事業ですけど、ことし平和市長会議が行われたんですけれども、江南市はこれは参加したのかどうかということと、もう一つはこのパネルの購入費ですよね。その辺がこの需用費の中でそういう部分が入っているのか、それともかつて買ったのがそのまま使われているのか、その辺ちょっと聞きたいです。

○生涯学習課長　まず平和市長会議につきましては、ことしは市長はほかに公務があったため欠席となっております。

また、パネルにつきましては現在120点、生涯学習課のほうで所蔵しております。その一部を展示するというような形をとっております。

○森委員　学校などでもやっていただけるんですか、今。

○生涯学習課長　各中学校で展示等をさせていただいております。

○森委員　120点を順次ということですけど、また新しいのが出てきている

かと思いますので、また更新のほうもお願いをしたいと思います。

○委員長　ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午後 4 時18分　休　憩

午後 4 時18分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第46号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

午後 4 時19分　休　憩

午後 4 時20分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議題もまだ残っておりますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、  
週明けの19日火曜日の午前9時半から委員会を開きたいと思えます。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後 4 時21分　散　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 藤岡和俊